

地租 七百四十八圓四十九錢九厘 所得稅 五十九圓八十三錢  
 其他國稅 八十圓  
 貯金は學校生徒の外なし生徒の貯金は年々増加の状況にして現今七十圓あり  
 口碑俗傳 野忽那島創立の年代は詳ならざるも安和年間多田滿仲の遺臣(今の石崎嘉)某北條より移住し漁業を営みたがより戸口漸次繁殖せしむる文政年間大火の爲め全島殆んど灰燼に歸じ其後漸々家屋繁殖し以て現今に至ると云ふ

東中島村誌

町誌

沿革 本村は町制施行に際し大浦小濱長師宮野神の浦の五ヶ村を合併し組織したるものなるが舊藩制の頃は大浦小濱は大浦領長師宮野神の浦は松山領なりしを維新後五ヶ村を一行政區となしたりしに區の制度廢せられ大浦小濱神の浦は單獨長師宮野は合併し一行政區となりしを明治十八年に至り合併して一行政區となし町制施行と共に一村に組織せり而して村名の起因は本島は通稱を中島といふ本村は其東半部なるに上か各村とはなしたるなり  
 位置及境域 本村は温泉郡の西北部に位せる藤原海峽中の中島(忽那島)を分水嶺にて二分したる其東南部に在りて西北は山を以て西中島村に境し東は關戸海峽を狭みて近き陸月島に對し齋灘三里を隔て北條地方及安居島を望み南は三里を隔て奥居島並に釣島に面し遠く十里を隔て伊豫喜多の山嶺を望む  
 廣袤 東北より西南に至る直徑一里十四町南北廣きは二十五町狭きは十二町に下らず  
 面積 本村の總面積は七百九十五町八畝廿一步にして其内譯左の如し

町誌

田 九十九町四反四畝十八歩 畑 二百五十町八反一畝九歩  
 宅地 三十町六反三畝廿六歩 山林 三百九十八町三反四畝廿一步  
 雜種地 四町七反一畝廿一步  
 海岸線 本村の海岸線は其延長三里十六町十間あり  
 港灣 大浦灣は大浦字長崎と大字小濱字伊豫崎にて抱合し灣口八町灣入十一町水深三十尺大船を碇泊せしむるに足る宮野灣は大字長師の稲が崎と大字神浦の赤崎にて廣く抱ける大月狀灣にして灣口一里灣入二十町水深三十尺あり灣内の神浦には泊港あり長五十間の突堤を築き西南風を避くの良港にして水深くして大船を泊すべし  
 島嶼 高島は小濱長師の境界線たる稲が崎の南方二町三十五間にあり周回十一町四十五間反別三町七反九畝廿歩之を二分して小濱長師の地籍に分屬す  
 殿島は高島の東南三町にあり稲が崎より地脈を引きたる島嶼にして周回二町四十間反別二反四畝十四歩全島岩石より成る大字小濱の地籍に屬す  
 小島は大字小濱字大串にあり千嶺嶺ひに徒渉すべし周回一町二十間反別一反餘あり  
 城山は大字神浦にあり周回一町五十間反別七畝六歩岩石より成る頂上には松樹と葦草叢生し僅の水を湛ゆ險崖絶壁にして登るに易からず往昔此頂に城あり「ノーツ」城と稱し西久左衛門なるものに據りしといふ  
 「ラグリ」礁は大字神浦赤崎の東南十五町にあり廻り十間滿潮に際しては僅かに頭を顯はすに過ぎず航海者は之を認むるに難くして衝突すること頗々たり  
 「シヨーン」礁は大字長師字「モチモト」より二町の沖に點在せる暗礁にして安政年間之を利用して長二百餘間の大防波堤を築きしが十數年を経て暴風の爲めに崩壞し其石材散亂して幅三十餘間

町 村 誌

海

長二町餘の磯となり、關戸海峡は大串半島と陸月島との間にあり長十七町幅最狭き所五町潮流激しくして潮汐共潮流

瀧をなし強風にあらざれば之を逆行する事難し

高嶋海峡は高嶋と稻崎との間の海峡にして幅二町半長二町急流渦をなし逆行甚困し

岬

大串半島は本村の東南に突出せる一大半島にして東西五町南北八町小濱の山林耕地は殆愛にあり

潮

満干の差は春夏秋は一丈に及へとも冬季は六尺を出でず

湖

満潮には燧洋の潮流赤崎に當り高嶋海峡と關戸海峡とを通過して齋灘に流る其間大浦灣宮野灣の湖

地

水は淮をなして逆行す又干潮には齋灘の潮流關戸高嶋兩海峡を抜け赤崎に注ぐ其間大浦灣宮野灣共

淮をなして逆行す地の潮(陸に近き潮流)と本潮との差は三十分なり  
勢 本島の中央部に聳ゆる一合山の絶頂は大宇大浦小濱長師宮野及西中島大字吉木の境を交へたる處にして本島山脈は之を起點として分派したる者の如し東北に走れるものは直に山狩谷となりて西中島村大字吉木に到るの通路を通じ漸く本島の高部たる泰の山をなし之より東北の二派に分れ東は大浦灣の北を包める長崎に至り北は西中島村歌崎の山嘴となる東南に分れたるは一度平垣部に降りて小濱より長師に至るの通路を容易ならしめ俄に脈を膨大にして大串半島を作り余勢海に入り高島殿島となる西に走れる山脈は南北に各數ヶ所支脈を出して各大字の境界を作り本脈は宮野越に至りて谷をなし夫より西に走れる者は西中島村大字宇和間の「ヒロ」の鼻に至りて止まり雨に迫るは神浦赤崎山に至り余勢表はれて「フグリ」礁となる西北に位置せる西中島村は概して山坂多し海濱山に迫りて平坦部に乏しけれども東南に面せる本村は山地の勾配甚緩く隨て平垣部多し地底數尺より貝殻及び白砂等の出づるを見れば上古は海なりし者山土の漸々に流れ下り海砂の漸々に打ち上げられ此平垣部を成せるならん現に各大字共海岸に突堤を築き潮流を利用して自然の埋立を爲せり

町 村 誌

山

本島最高部たる一合山(一名山狩山)は直立八百五十尺支脈四方に分れ各大字の境界を作る往昔海嘯の時潮の打ち越せしこと一合なりし故斯く名けしといふ之と對立して雄を競ふは大浦の北に屹立せる泰の山にして直立八百尺余之れも昔鯛の打ち上げられしに依り鯛の山と稱す山頂に「ツブ」と稱する所あり是れも「ツブ」貝の打ち上げられしに依れりと泰の山の東に「ミヤゲ」山あり高七百尺之れに次げるは大串半島の高山にして高六百尺錐形をなし高き雲際に聳ゆる齋灘を航する船の目標たり神浦赤崎山は直立五百尺土質甘藷に適するにより開墾して畑となり頂僅に山林を存す長師「コザコ」山は直立三百尺に過ぎざる小岳なれども之に登れば全村一望の裡にあり

坂峠と稱する程の所あらす谷として山狩谷川の奥谷大サコ谷宮野越谷大里谷を深しとす中にも川の奥谷最も深し崖としては長師の稻が崎を第一とす直立百五十尺崖下は蒼々たる高嶋海峡にして一

望肌に粟を生す小濱黒岩の崖は黒き岩を以て築き上げたるが如く神浦「オンバ」が崖は虎斑石より成り何れも直立百尺險崖絶壁とは真に之れなり

水

油田川は大字大浦にあり山狩谷の溪水を集めて海に入る本村第一の川にして四季水の潤るることなし幅三間にして長五町あり之に次ぎて水多きは宮野の大川にして源を宮の越に發し大里谷の水を合し海に入る幅四間にして長五町あり此水源たる高屋に高屋瀧あり高三十尺巾六間あり神浦大河原は幅一間にして長八町あり

池は灌漑用として小濱を除くの外各部落にあり即大浦には八幡池以下九ヶ所長師には新池外五ヶ所宮野には尾長師以下の八ヶ所神浦にはサキオガ以下十ヶ所あり而して長師宮野神浦分は藩制の頃郡事業として營造したるもの多く大浦は八幡を除くの外明治七年以後配水區域の組合にて之を築造せり

氣

候 極暑の時攝氏三十五度に昇ること稀にして酷寒の時五度に降ること殆無し本島特徴の氣候として

町誌

夏季は風の流通よき爲涼しく冬季は風波荒れれども温暖にして積雪を見ず常風としては舊藩より來る東風にして嚴寒の際は西風寒を添ふ

地質 沿岸は石英質の銀砂長く連り海底は遠淺にして海面よりは絶えず砂を打ち上げつゝあり主成分は壤土と砂土とより成る山地に於ては粘土と砂利との混合なり岩石としては時に暗黒色の凝灰石を見ることがあり犬子山より陶器の原料石を出す

天産物及其分布 魚類には鰯砂子鰯等山林には松を出す

區劃及政治 本村は町村制施行の際大浦小濱長師宮野神浦の五ヶ村を合併して自治体の一村となしたる者にして元村を大字とす村役場は初め大浦にありしが明治廿七年八月大字小濱に移せり

戸數 本村の戸數は九百七十一戸にして其内譯左の如し

大浦 三百十五戸 小濱 二百三十三戸 長師 七十四戸

宮野 百二十二戸 神浦 二百三十七戸

人口 本村人口の總數四千九百四十四人内男二千四百七十八人女二千四百七十四人にして寄留民は六十二人内男四十一人女三十一人なり

人情風俗 概して質朴にして勤儉の美風あれども保守主義にして進取の氣象に乏し言語は各部落に於て發音語調を異にすれども概粗暴野卑にして自他尊卑の別立ち難くテニオハの接續助辭を明瞭に言ひ表はさずして語尾を長く引く廣島地方の言語に酷似せり起座進退祝婚葬祭の禮節作法は古來の形式を捨てず隣保相扶くるの美風あれども往古より青年子女の風儀正しからず淫靡の風盛に行はれたる時代もありしが大に矯正せられたり衣服は古來實に質素なりしが世の風潮に伴ひ漸次奢侈に流れんとす然るに本島婦人の特風として平素は女帯を締むるものは稀にして細帯に前垂掛にて大道を往來するを耻ぢず然れども此風近來漸次すたたり外出には廣帯を著用するもの多きに至れり食物は米麥甘藷

町誌

を多く食す資産平等にして細民少く故茅屋少く瓦屋白壁棟を並べ家屋の設備大に整ふ村民の娛樂として舊來相撲地芝居盆踊などありしが地芝居は不經濟なるにより之をなすもの少く盆踊りは風俗改良の一著手として之を廢し青年の相撲僅に存せり近來簡易の娛樂として一般に歡迎せらるゝは浪花節にして芝居は毎年春季一二回興行す其外參宮とて十年に一回位青年の子女打ち連れ船を漕し男女混合之に乗る組み伊勢神宮に詣り京阪地方を遊覽するの風あり

教育 本村は延長一里に余り通學便ならざるに依り三ヶ學區に分ち各區單獨の經營とす而して各區に區會議員七名つゝあり財産の管理は總て村長之を司る即大浦小濱を以て第一區とし東中島第一尋常高等小學校を置き長師宮野を第二區とし第二尋常小學校を置き神浦を第三區とし第三尋常小學校を置き

明治五年學制頒布以來本村學校の沿革左の如し

集成小學校 明治七年大浦村に設立 全二十年三月三十一日廢校

高山小學校 十一年大濱村に設立 全

菅山小學校 全年宮野村に設立 全

姫原小學校 全年長師村に設立 全

明魁小學校 全年神浦村に設立 全

大浦尋常小學校 全二十年四月一日師宮野神浦五ヶ村立位置大浦全廿三年七月二十日廢校

宮野簡易小學校 全年全月全日全上位置宮野全年全月全日廢校

東中島尋常小學校 明治廿三年七月廿一日村立位置大字大浦全廿五年九月三十日廢校

東中島尋常小學校第一分教場 明治廿三年七月廿一日設置位置大字宮野全二十五年廢校

全第二分教場 全年全月全日設置位置神浦二十五年廢校

東中島村誌

三八一

東中嶋第一尋常小學校 明治二十五年九月三十日第一區の設立にして大字大浦に置く廿八年四月二十日補習科を附設し全三十四年七月十二日位置を變更し校舎新築全年七月廿六日高等科を併置す全第二尋常小學校 全年全月全日第二區の設立にして大字宮野に置く廿四年四月一日補習科附設全三十四年三月三十一日補習科廢止

全第三尋常小學校全年全月全日第三區の設立にして大字神浦に置く廿四年四月一日補習科附設三十五年四月一日位置變更し校舎を改築せり

學會としては加藤正寛山田友太郎の主管せる濟々夜學會大浦にあり又長師宮野に杉野節太郎の主管せる日進夜學會ありて數年繼續し青年の補習教育をなせしが明治三十九年よりは各大字青年會の事業として夜學會を開設し小學校教員之れが教師となり青年の補習教育を施せり

青年團體 各大字共明治三十九年一月在來の若者組に改正を加へ青年會を組織す會の目的は會員相互の親睦を謀る學事を勵む協同一致の良風を養ふ勤儉貯蓄を實行す體育を勵む公益を勤む言語風俗を改良するにありて村長督勵の下に活動しつゝあり

衛生 各大字に衛生組合の設けあり避病舎の設備ありて清潔法傳染病預防法勵行せらる衛生思想の發達に伸ひて醫藥の必要を知り良醫を聘せんとするの風漸く生ぜり

警察及裁判所 松山區裁判所東中嶋出張所は大字大浦にありて陸野東西中嶋神和四ヶ村の登記事務を執る

三津警察署東中嶋村巡査駐在所は大字小濱にあり

宗教 全村佛教徒にして眞宗二百七十戸眞言宗五百三十戸あり神道は五戸あるのみ眞宗は時々法話をなし以て宗旨を説明するにより信念深きものあれども眞言宗は宗旨を説くの教なき故信徒は僧侶を目して葬祭家とし觀音大師を以て醫師と同視するもの多し從て迷信深く各社の加持祈禱をなすの風あり

神社佛閣 本村民は古神來佛を尊崇するの念厚く神社佛閣は何れも莊嚴完備を極め維持方法亦確定せり

郷社八幡神社 は大字大浦字クローワにあり大浦小濱の氏神なり維新以前は大浦小濱西中島の内饒、吉木、熊田、畑里の氏神なりき

村社與利家神社 は大字小濱字シモノヤシキにあり祭神は素盞鳴命連素盞鳴命武素盞鳴命にして元大浦八幡神社の末社なりしが明治九年村社に列せらる今は小濱部落の氏神なり

郷社三島大明神社 は大字長師字姫ヶ原にあり祭神は大山積命雷神高龍神にして長師部落の氏神なり明治十一年までは大浦小濱長師宮野四ヶ村の氏神なりき

村社天滿神社 は大字宮野にあり祭神は菅原道真公にして宮野部落の氏神なり

村社龍大明神社 は大字神浦字コウノハラにあり祭神は和多津見神大山津見素盞鳴命諸津見命を祭る神浦部落の氏神なり

長隆寺 は大字大浦字山狩山にあり眞言宗の古刹にして本尊は一寸八分間浮陀金の千手觀音なり抑當寺開闢の原由は御堂關白攝政大政大臣藤原道長公の裔孫正二位前右大臣藤原朝臣親賢故あつて遼流に處せられ南海に漂流し當山の前海に碇泊す當時本島は寂寥たる無人の地なり親賢等登山狩獵すること數日毎夜一点の光明輝々として山中に映するを觀る尋ね求めて一寸八分間浮陀金の千手觀音を得たり是即ち巖に親賢鎌倉出立の時に我永住すへき地を授け導き給へど祈誓し海中に投したる觀音の金像なり之れにより住縁の地と專念し荆棘を開き之を安置し郭公堂と稱す時に應徳元年なり(字寺屋敷境内)全三年河野一類新居館橋六郎清時の男天臺宗越後大阿闍梨華滿上人を招請し梵刹を建立し長隆寺と號し許多の地を領して仙洞御所勅願所となる中古境内を今の地に移し元徳年間禪宗に改む天文十年眞言宗に改め國主(大州藩)代々の祈願所たり寛文元年十月西京智積院末寺となる古く八幡神社の神護寺たりき

町村誌

長善寺 是往昔御堂關白道長公の裔孫阪東郷司藤原朝臣親賢城廓の四方に各一字の梵刹を建立し就中當山は鬼門を守護する故を以て他に超へて許多の地を寄附あり長治元年親賢薨す長福寺殿前右大臣正二位月盛西総大居士と諡す建仁三年一百年忌追弔の爲河周梨本山房を招請し長福寺と稱す乾元年間院内焼失此時住職本尊を擁し逃る後又天正の兵亂に零落し慶長年間に至り僧善空之を再興す寛文元年十月西京智積院の末寺となり元禄年間境内を今の地に移し享保二年長善寺と改號す古く粟井村馬頭八幡宮の神護寺たりき

淨玄寺 是大字大浦字山狩にあり真宗なり創立年代不詳なれども永正の頃實際寺と稱し真言宗なりし事は今寺保存の位牌を以て之を証す后退轉し地藏堂のみ存せしを寛永十年松山淨念寺の合弟覺圓師堂の傍に草庵を結び真宗他力念佛を弘通は當時本島には真宗の寺院なかりき明暦二年に至り本山の許を受け淨玄寺と號す

眞福寺 是大字長師字姫が原にあり真言宗の古刹にして元長徳寺と號し字長徳寺にありしを今の地に移し同時に寺號を改めしと云ふ度々の火災に舊記を失し創立年代等詳ならず

交通 路 村内里道は殆平坦部なれども西中島に通ずる爲鷺谷を撰び所々に坂路あり大浦より粟井に通ずるには九十九谷越峠越の二途あり峠越は里程近きも急坂多く九十九谷越は海岸線なる故坂路少し大浦より畑里に通ずるの坂路は所謂鬼道にして僅に樵夫の通ふのみ大浦より吉木に越ゆるの山狩坂は東西中島交通の要路なれども概急坂なり宮野より熊田に至り神浦より宇和間に至るの坂路は何れも險惡にして通行に苦しむ

航路 三津港へ五里吳港へ十里門司馬關へ五十里にして神戸大阪へは九十余里あり門司馬關へは直接の交通あらざれども神戸大阪吳宇品等へは牛船の往復絶間なし殊に三津港は本村人出入の要街に當れば各部落よりの渡海船毎日數隻ありて荷客の運送を便利にす

町村誌

虫

明治廿八年中島漁船會社を起し小形漁船を以て三津中島八代島柳井に至るの航路を開き四五年繼續したれども乗客少く失敗に終れり后三十四五年の頃亦漁船の航海を始めたるも是又一二年の間に倒れたれども此頃又航海を企てつゝあり繼續するを得ば本島交通上至大の便益を得るに至らん

郵便電信 大字大浦に三等郵便局を置き東西中島陸野及神和の四ヶ村を以て區域とす接続局は三津濱局なり毎日二回飛脚船を以て往復を爲す集配は市内(大浦小濱)は二回なれども他は一回なりとす

農業 本村住民の十分の七は農業に従事す耕地は田畑を併せ有すれば米麥を始め甘藷蠶其他の蔬菜類を採植す中にも薑は本村の特産物にして耕耘施肥の術拙からず

林業 毎戸數反歩の山林を有し松樹を栽培す農業の余暇之を伐採し薪松葉を作り燃料外は吳三津等に輸出す

牧畜 本村は古くより牛馬を以て貢物とせる程にて馬の飼養は廢りたれども畜牛は益發達して副業の第一なり近來は乳用牛の飼養盛なり

水産業 本村の海邊は何れも鰻漁場なれば各大字共鰻地引網あり神浦には紗子四手網あり其他紗子スクイ、雜魚小網等ありて専業者の外農民の副業とす

商業 本村は日用品一切他の輸入を待たざれば需用を充たす能はざるが故に各部落とも小賣店ののみなり

近年牛船と稱し七八十石積の船にて長濱或は豊後地方より牛を積みて京阪通ひの航海をなし又はド船と稱する船にて石炭を運漕する等海運事業に従事するもの多く現に牛船五十五艘下船十餘艘あり又伯樂ありて村内畜牛の出入は云ふに及ばず南豫九州阪神地方遠きは朝鮮に出入して畜牛の賣買を爲す

財

工業 大工木挽船大工に従事するもの多く村内の工事に従事するのみならず遠く滿韓に出稼す  
もの多し其外各戸婦女子の機織ありて餅の製造盛なり  
財政 本村民は勤勉の良風あり従て農耕漁撈の利畜牛機織の得多く資産平等にして細民なく生計概裕な  
り然れ共衣住に美を競ふの習慣ありて貯金甚少し  
名勝舊蹟 鐘掛松は大字長師字姫が原にある古松にして幹は屈曲して龍の雲を巻けるか如く根は三所にあ  
りて玉をつかめるが如し枝葉蟠延して五十余坪を掩ふ昔源義經之を賞して鐘を掛く故に名づくとい  
ふ僻地にあるが故其名著れざしが近來傳へ聞きて來り遊ぶもの多し  
泰山塚 は怒那家の城址なり大字大瀬泰山にあり  
能宗の城址 は大字神清字城山にあり西久左衛門尉之に據れりといふ  
竹の上の城址 は大字宮野にあり儂該集に保毛津四郎左衛門尉之に居れりといふ  
「オノミ」の古戰場は大字長師字オノミにあり元龜天正兵亂の古戰場なりといふ無縁佛となれる  
五輪の石碑散在せり

人 朱詰の古墳は大字小瀬字中山にあり  
大塚太兵衛は大字小瀬高橋長三郎家の先祖なり慶長年間首唱者となりて減租を願ひ許さる然れど  
も強請の罪に依て風早にて斬首せらる村民其徳に感じて神と崇み「ツルギリョー」と稱せしが嘉永年  
間に至りて神明社に合祀す社は小瀬字井の奥にあり毎年三月十五日には祭典を行ふ  
杉野四兵衛 は寛文十二年宮野村に生る大庄屋役を勤務中正徳年間越智郡津久良嶋より甘藷の租を  
持ち歸り嶋方各村へ植栽せしめ本島の主産物となるに至る村民今に其徳を頌す  
嶋田藤七 は天明七年大浦に生る人と爲り實直温和にして克く農事に勉む試に地味を撰びて始めて  
生業を教り發賣殊に盛なりしかば年々之を増殖して利する處甚多かりき依て自ら之を私利するに忍

財

沿革 本村は伊豫國中島(一名怒那島)を東南西北の二部に分ちたる其西北部の一帯にして六箇の大字栗  
井、畑里、饒、若木、熊田、宇和間より成る封建時代に於て此中島は松山と大洲に分屬す則ち栗井と宇  
和間は舊大洲藩に屬せしが安永八年栗井は徳川家の直領となり大洲侯之を預れり畑里、饒、若木熊田  
は舊松山藩に屬す廢藩置縣の時舊大洲領は大洲縣に舊松山領は松山縣となり明治五年現今の六大字  
を以て一行政區として戸政を置き六大區七十小區となり同九年十三大區に変更せられ同十二年大小  
日病に死す村民其功績を遺さざるをて碑を海濱に建て常に香花を絶たす  
中村藤藏 は改政九年四月廿一日神浦村に生る數代生魚商營業者なりしが怒和村より紗子網の曳き  
方に老練なる者を雇ひ入れ慶應二年より始めて村民に傳へたり漁獲大にして當村に於ける一廉の漁  
業となり次第に網敷を増加し近年寸帖となり毎年収入壹万圓に及ぶと云ふ明治三十七年十一月十二  
日病に死す村民其功績を遺さざるをて碑を海濱に建て常に香花を絶たす



町村誌

區劃廢止の時粟井は單獨に畑里、饒、吉木は聯合し又龍田、宇和間も聯合し各戸長を置き同十八年行政境劃を擴張し饒村外五ヶ村戸長を置き町制實施と共に之を西中島村と稱するに至りしなり

位置及境域 本村は忽那七島中最大なる中島の西北部にして温泉郡の西北部に位し三津濱より西北約五里にあり東南は山を以て東中島村に接し西と北は總て海に面し其西は海を隔て一里乃至二里の所に在る怒和、二神の二島に對し北は約五里の所に遠く廣島縣の倉橋島を望み東北の一部は約三里乃至五里の所に北條地方及越智郡の一部を見る

面積 東北より西南に延き長さ約三里拾余町東西の幅最廣約廿八町あり

田 五拾六町一反六畝拾二步 畑 百五十八町四段壹步

宅地 二拾町五段五畝拾六步 山林 四百九拾一町三段五畝二十三步

海岸線 本村北の一部は海中に突出し屈曲甚しく海岸線の延長約四里餘あり

港 粟井に粟井港とて小き港ありれども水淺くして碇泊に便ならず又同地歌崎の起点たる小字大泊に大泊灣あり東南より西北に灣入すること僅に參町灣口四町に過ぎされども南北西の三面に山を負ひ東南風の外風波の憂なく灣内水深く碇泊に便なり

嶋 粟井の東北端歌崎の東を隔つる約三町の所に周圍三町の島あり粟井に屬す里人稱して小島と云ふ其附近に暗礁あり舟行には危險少し

畑 粟井の西北一里の海中に二島あり其大なるを大館場と云ひ周圍拾二町餘面積拾九町三段五畝六歩あり小なるを小館場と云ひ周圍五町餘面積四町一段一畝十九步此二島の距離二町餘にして暗礁其間に出没し舟行に危險多し此小館場の東南近海に於て毎年舊正月の中頃より八十八夜頃迄水禽(瀬鳥)來り

海 瀬 粟井の小島と歌崎との間を小島の瀬戸と云ふ幅三町餘潮流稍急なれども難所と云ふ程にもならず

岬 宇和間の「ヒヤノ瀬戸」と「クダノ島」との間を「ヒヤノ瀬戸」と云ひ幅拾余町長二町餘の間潮流甚急激にして稍強き追手の風の力を待たされは逆行すること難し

岬 粟井の北端畑里の東北端に連る所に北に向ひて突出したる岬あり之を歌崎と稱す幅一町乃至參町長約拾參町餘あり遙に廣島縣倉橋島龜が首崎と相對す

潮 満干昇降は夏季に於て其差著しく約壹丈餘なり

潮 満干昇降は夏季に於て其差著しく約壹丈餘なり

地 勢 東南一帯に山を負ひ西北海に瀕して傾斜し北の一部は遠く突出し海岸の屈曲甚しく耕地平地は海岸に近き所に多く山坂は概ね險阻なり

水 流 河流と稱するに足るものなきに山間より降雨に連れ流れ来る溝の如きものあるのみ故に灌溉の便悪しく水中には只鰻泥鰻の棲息を見る池は粟井に一、畑里六、饒九、吉木七、熊田三、此坪數貳町九段六畝餘あり夏季一時の旱を防ぐに用ゆ農家は重に井水を汲みて水田を養へり

町村誌

か鯛の類を追ひ集り食ふを見る此鯛を食はんとて他の魚類多く集り来るを以て之を釣らんとして毎年此時期に來る漁船百餘艘收獲亦多し

吉木の西五町の海中に周圍約一町の小島あり宇和間の(ヒヤノ島)を隔て、拾余町の所に(クダノ島)とて周圍四町餘面積貳町五段三畝の島あり島上に小き燈臺の建設あり此島より南方參町餘の所に北國石と云ふ暗礁あり頗る危險なり

海 粟井の小島と歌崎との間を小島の瀬戸と云ふ幅三町餘潮流稍急なれども難所と云ふ程にもならず

岬 宇和間の「ヒヤノ瀬戸」と「クダノ島」との間を「ヒヤノ瀬戸」と云ひ幅拾余町長二町餘の間潮流甚急激にして稍強き追手の風の力を待たされは逆行すること難し

岬 粟井の北端畑里の東北端に連る所に北に向ひて突出したる岬あり之を歌崎と稱す幅一町乃至參町長約拾參町餘あり遙に廣島縣倉橋島龜が首崎と相對す

潮 満干昇降は夏季に於て其差著しく約壹丈餘なり

潮 満干昇降は夏季に於て其差著しく約壹丈餘なり

地 勢 東南一帯に山を負ひ西北海に瀕して傾斜し北の一部は遠く突出し海岸の屈曲甚しく耕地平地は海岸に近き所に多く山坂は概ね險阻なり

水 流 河流と稱するに足るものなきに山間より降雨に連れ流れ来る溝の如きものあるのみ故に灌溉の便悪しく水中には只鰻泥鰻の棲息を見る池は粟井に一、畑里六、饒九、吉木七、熊田三、此坪數貳町九段六畝餘あり夏季一時の旱を防ぐに用ゆ農家は重に井水を汲みて水田を養へり

町 村 誌

氣候 本村は海水の關係上温度調和し冬季は風波荒れれども積雪を見ず夏季は風の流通良く極暑攝氏  
三十三度に昇ることもなく陸地五度に降ることもなし

地質 本村概ね火成岩にして耕地山林の大部分砂土質より成り壤土垣土之れに亞ぎ標積土塊多し  
天産物及其分布 本村は瀬戸内海に於ける一小島なれば鳥獸少く雉子鳥鳩の如き鳥の田畑を荒すに過ぎず  
魚類は多く近海に集り其漁獲の利益甚多し植物は松最も多く山林の全部に播殖し住民は家屋建築の  
材をなし或は伐採して薪となし廣嶋地方三津濱地方へ輸出す礦物としては只僅の石垣用石材を出す  
大字徳の字津の湖の山中に奇石三箇あり俗に御舍利石と稱す此石を割るときは中より豆大の玉に  
似たるものを出ず其形半圓にして白色半透明稍茶色を呈す人々其奇なるを御舍利と云ふ信仰とに  
て是を得んが爲り争は殆んど其争を斷り取れり此含める玉石は瑪瑙の類ならん

開闢及政績 本村を大別して六大字とし村の中央に村役場を置く村會議員拾二名あり役場吏員の外に各  
大字に字頭兩字頭一人宛ありて村務を補佐せり各大字の地積は左の如し

- 粟井 百七十八町六反二畝廿九歩 畑 里 四拾二町四反三畝拾貳歩
  - 熊田 百貳拾四町五段四畝廿八歩 吉 木 百七十四町八段七畝二歩
  - 熊田 百拾貳町六段五畝廿二歩 宇和間 九十七町四段九畝十八歩
  - 粟井 二百四拾七歩 畑 里 六拾五歩
  - 吉 木 百歩
  - 宇和間 百六歩
- 人口 人口の總數三千四百九拾五人あり内男千六百六十六人女千八百二十九人なり本籍の男は千八百五  
十六人女千九百八十八人寄留民にして出寄留四百廿二人久寄留八十一人あり

町 村 誌

出寄留者中粟井のもの多く長崎若松地方に其他は松山廣島地方に向ふ入寄留者は廣島縣又は本縣  
越智郡の島方のもの多くして何れも漁業を専とせり

人情風俗 村民概して質朴にして饒餘の美風あれども保守主義にして進取の氣に乏し言語概ね粗暴野卑に  
して自他尊卑の區別立ち難く廣島地方の言語と酷似し語尾を長く引く辨あり方言訛言は枚舉に遑あ  
らず其著るしきは佐行と長行との發音をも濁音多行に誤り或は混同するもの多し例へば

ランブをマンブ ゼニをジニ ミヅをミドの如し  
又アの接續助辭を明瞭に言表はさず「芋ヲ掘ル」を「イョーホル」の如く言ひ或は「の助辭を使ふ場合  
に「私」を「ワタシヤ」の如く言ふ等一々列舉し難し

禮法の如きは起居進退より冠婚葬祭に至るまで簡略の中にも古來の形式を捨てず殊に一郷善く相親  
み愛善と共にする美風あり

衣服は古來實に質素なりしが漸次風潮に伴ひ奢侈に流れんとす然るに當島方の婦人は殆んど平素廣  
き帯と占むることを贅澤なりと云ひ細帯の儘にて遠慮なく大道を往來するは見苦し食物は米麥甘藷  
を用ふれども左まで粗食せず比較的富の度均一したるため瓦屋多く外觀亦松山市近郷の上位にあり

往古より地方の風習として青年團に若連中なる組織あり此徒黨の間には一種の制裁ありて後進のも  
のを教導訓戒しつゝあれども彼等道德的觀念の乏しき却て有害なることなきにあらざる殊に或場合に  
は同郷の娘等と使役し或は調教を加ふることもあり衛生上風俗上非文明の行動多し然れ共教育の進歩  
と共に青年會等の組織せられ今や既に昔日の觀を遺さず

教育

本村は各大字の連隔し且道路惡しき爲り四箇學區に分ち各區單獨の經費を以て支持す即粟井一圓  
を以て第一區とし桑名尋常高等小學校を置き如里一圓と第二區とし如里尋常小學校を置き饒、吉木  
の二字を合して第三區とし吉木尋常小學校熊田、宇和間を合して第四區とし宇和間尋常小學校を置

國中島村誌



町

郷

誌

各校の沿革を導くれば左の如し  
 第一區 桑名校は明治七年一月七日民屋を借りて恭肅小學校を設立したるに起り明治十三年四月  
 桑名小學校と改稱し全廿年二月栗井簡易小學校に改め更に全廿五年十月一日桑名尋常小學校とし  
 本校舎を新築し全三十年九月一日副築をなし高等科を併置し以て今日に至る  
 第二區 畑里校は初め慈雲小學校と云ひしが明治二十年吉木校に合併し全廿五年十月一日分離獨  
 立し今日に至る  
 第三區 吉木校は吉木饒兩部落を合し饒の寺庵に飯山小學校を設けたるに始まり全二十年一月吉  
 木簡易小學校と改稱し更に畑里を合併し全廿五年十月一日畑里は分離し吉木尋常小學校と更り以  
 て今日に至る  
 第四區 宇和間校は其始り明治十二年七月宇和間部落に福泰小學校熊田部落に精快小學校を設立  
 し全廿八年宇和間部落にては現今の校舎を新築し全二十年一月福泰精快兩校を改め熊田を合併し  
 宇和間簡易小學校を設け全廿五年十月一日宇和間尋常小學校と改め今日あり  
 衛生 避難舎は各大字に設け衛生組合組織せられ清潔法の實施傳染病預防の法等行届き居れり  
 警察 裁判所の警察は三津警察署の管轄に屬し大字饒の村役場の隣に巡査駐在所あり裁判の管轄は松山風裁  
 判所とす

宗教 全村佛教の信徒にして真宗真言宗の二宗に分る真宗は常に布教に熱心にして信徒五百四十五真言  
 宗百廿七戸なり村民の多くに類の誑すと云ふ迷信あり又真宗徒の外には大神の取り付くと云ふこ  
 人習俗も恐れ居れり各種の加持祈禱を好みてなすの風あり  
 神社佛閣 桑名神社は大字栗井の村社にして來月々祖神、大山津見神、大日雷女貴神市杵島姫神、保食  
 神の五神を合祀す善永二年八月七月神殿を再建し更に慶應元年八月改築す現在のものなり今の中

町 村 誌

殿、釣殿舞殿は元禄十二年に建立せしを慶應元年改築せしものなり  
 村社 天満神社 は大字饒にあり菅原道真公を祀る菅管公左遷せられ給ひし時伊豫郡今出濱より御乘  
 船安藝の嚴島社へ御遷詣の途饒の池の濱邊に沙待をせられしに西風吹き荒れ三日間御逗留なされし  
 との由緒を以て(年代不詳)勸請せしものなり  
 其他 饒寺は貴茂神社饒木は五十鈴神社、熊田は宇佐八幡神社宇和間に天満神社あれども小村社にし  
 て記するに足らず  
 龍華山數圓寺 は大字栗井にあり往昔應徳元年現地に一字を創營し彌勒庵と稱せしが後元禄二年五  
 月廿二日真宗本派本願寺に屬し寺號公稱の許可を得たり現今の本堂は七間四面にして文化六年三月  
 十八日の建立なり境内に別堂あり彌勒尊を奉置す伽羅木像にして弘法大師の作にして元高繩山上に  
 あらしものなるが當島鎮護の爲り應徳元年此地に迎へ安置すと云ふ毎年舊正月五日に開帳あり客  
 非常に多し本寺は栗井一圓を兩徒とす  
 智光山正賢寺 は大字熊田にあり寶永四年藤原俊正九代の孫本多正賢此地に來り地藏堂を修理して  
 之に移り後寶永四年六月廿五日真宗本派本願寺に屬し寺號公稱の許可を得、現今の本堂は七間四面  
 にして安永九年八月十日の造營なり、本寺は大字熊田、宇和間の全部及吉木、饒、畑里の真宗、東  
 中島村神ノ浦、宮野長師の真宗徒を以て兩徒とす

各種團體 大字熊田を除くの外は各大字に青年團體あれども著しき成績を挙げず  
 交通 (一) 川道 路 は何れも里道にして中央の饒なる村役場を起点とせば東北に畑里を経て栗井に至  
 る延長約一里最間二三合位其間險難なる山坂二つを越ゆるの難所なり西南に吉木熊田を経て宇和間  
 に至る延長約一里弱巾寬間三合以上概ね平坦にして砂濱を通る所あり  
 村役場より東中島村役場に至るには吉木を出て山間に入り辻戸と云ふ坂を越へ東中島村大字大浦

町 村 誌

西中島村誌

を経て小濱なる同役場に至る延長約一里拾余町此道路は東西中島を連絡したる最も交通の多きものなれども峻険なる山坂にして甚難所なり  
其他粟井より大浦に、畑里より大浦に、熊田より宮野に、宇和間より神の浦に達する道路あれども何れも山坂にあらざれば砂濱を通すべく交通困難なり

(一) 航路 村中各大字より一艘乃至三四艘の渡海船なるものありて三津濱への往復あり其他廣島地方への交通もあり是等は皆需用品買入れと物産の輸出とを重なる目的とし東中島村に於ける渡海船の如く乗客を當にせざれば三津ヶ濱に渡らんとするもの爲には不便なり  
本役場より温泉郡役所及縣廳に至るには大字饒より乗船せば西南に向ひ「ヒヤノ瀬戸」を通過し東南に轉して進み興居島村釣島の近海に出て尙は東南に進行し三津濱に著く海上約五里余夫より陸路松山市に達す然れども多くは東中島大浦に至り乗船三津濱に向ふ従前は汽船が三津間の往復をなせしが今は之を廢す

(二) 郵便電信 東中島大浦に三等郵便局設置あり本村は其局の所轄にして一日に一度の集配を受け松山市を午前中に發送したる郵便物最も早くして翌日の午前中に着すそれすら郵便船は小さき渡海船の事として少し風波荒れば往復出来ず殊に不便なり電信は大浦局直接の取扱にあらざれば急を要する場合には船を仕立三津濱に行かざるべからず遺憾なる有様なり

生

業 (一) 農業 農産物は米麥小麥雜穀類生薑甘藷里芋大根等にして米は概して土地の食糧にも不足すれども麥小麥生薑甘藷里芋は收穫多く大根は切干として地方に賣出す

(二) 林業 山林の全部は殆ど松にして自然に蕃殖したるものなり割木松葉等として三津濱廣島地方に積出して収益多く農家の副業となす又近年果樹の栽培盛に行はる

(三) 牧畜 殆んど各戸の如く牝牛を飼ひ牛兒の蕃殖を争ひ或は母牛を乳用として賣り農耕の

助けをなさしむるの傍相當の収益あり

(四) 水産業 本村の水産業は重に漁業にして農家が耕作の傍漁獲來らば之に従事するのみにて專業の者は極めて少數なり其重なるものは鰯網「イカナゴ網」「鯛シバリ網」「イカナゴスクイ」等にして以上は農家が春夏の候に副業としてなすものなり釣魚、雜魚網は少數の專業者のするものなり其中鰯「イカナゴ」の漁獲最も収益多く煮干とし干鰯として坂神及中國地方に積出す採漁は僅に農家が甘藷の肥料として「から藻」を取るのみ

(五) 航海業 本村大字粟井には航海業者多く二百石以上千石積以下の和船貳拾余艘あり高知縣宿毛地方宮崎縣地方より木炭を買ひ積み内海航路を取り坂神地方へ運送賣却し稍多額の収益を見る其航海の期限約四十日以内なり

(六) 商工業 粟井には木炭買積商多く本村中の商人としては収益最も多く其他酒類積商等あり小賣商人は僅に地方の需用品を仕入るのみ、工業には木綿織木綿縫織漸次隆盛に趣かんとす當村産出の飛白は大柄ものにて小柄は更になし

財政 本村經濟の一般を見るに大字粟井は貧富の懸隔甚しけれど其他の部落は富の程度均一にして概して豊なる方なり當島方に於ては陸に農耕海に漁獵以て兩者の利を得ること多きを以て生活上安全なるべく隨て各種の税金の如き納期に後るもの殆んど皆無なり

人物

貞婦 大字粟井の吉本サヨ子氏(六十六才)は性朴直にして眞宗の信者なり能く其男に事へ其夫太左衛門治六年不治の難病に罹り剩へ遂に兩眼の明を失ひたり家素より赤貧なるに能く看護と生計とに心を盡し去る明治廿六年太左衛門の死に至るまで聊か倦怠の色なく常に地方人の賞揚する所なりしが其善行官の知る所となり明治十年一月十五日本縣より賞狀及賞品を下賜せられしを始めて全三十三年六月十九日伊豫善行者旌表會に於て故小松宮殿下御臨席の幸榮なる式場にて會長より頌徳狀

町 村 誌

及木杯を至はり全册四年四月五日眞宗本派本願寺より信徒の繼體たりとの賞詞及紺紙金泥六字の法號を賜はり全年十月廿七日彰善會温泉支部長より賞狀及賞品を授けられたり而してサヨ子は實子なきを以て夫の死後相續人を入れずは既に隱居の身となり常に小間物駄菓子等の行商をなし頗る健全に老后を樂めり。

口磯傳傳 此中嶋は往昔戦亂のありし際諸侯の家の敗滅に當り其將卒が逃れ來り居住せしものなりとて各大字に六軒家或は八軒家と稱する所ありて今に舊家と稱し或は河野の末孫とか大内氏の末孫とか云ひ傳ふれども記録の微すべきもの更になし、其時代の石碑なりとて實に古代の者らしきもの所々に現存す。

又宇和間の沖なる「クダコ嶋」には昔算盤の達人の居る在て其算法の秘密により上下の船を自然に引寄せ金品と徴發せしことありと其家數跡なりと嶋上に切り平げたる土地と他より持ち行き並へたる事の明白に知らるゝ大小の石等數多あり或は藤原純友の党なりとも言ひ傳ふ。

クダコ嶋燈臺 クダコ嶋燈臺は北緯三十三度五八、東經百三十二度三四の所にあり水面より燈火に至る十七丈九尺基礎より燈火に至る二丈五尺石造圓形白色頗る堅固なる第六等燈臺に屬し水銀浮遊式回轉燈臺と稱し藥電氣を用ひ且つ水銀の膨脹力を利用して機關によりて回轉せしめ七秒時間に白赤交々一閃を發す光達距離十七海里晝夜常燈にして一度の手入にて約十日間維持せらる明治三十六年四月初燈臺建設費約十萬八千余圓燃料は燈火百六十度以上の安全石油を用ふ一ヶ年の消費高約九十六「ガロン」燈心は厚形木綿燈心と稱するものにして初めて使用する時より燒き込み点火すれば火力の増減最も最便利なり「ボヤ」は和製のものにては用を爲さず佛國製「雲母」ガラスを用ふ「レンズ」の上下左右には無數の三稜「ガラス」を備へ光線を屈折反射せしめ光を悉く「レンズ」に集むる仕掛にして「白色」レンズより赤色「レンズ」(二重になれり)は四倍大ならざれば全色ものにては赤は白の四分の一光達距離を保つのみなり三稜「ガラス」と「レンズ」にて造りたる燈火器の下部は水銀を盛りたる器に連りて浮遊し最下の機關の心俵によりて廻轉す石油器は燈火器より上方にありて「ポンプ」の理を應用し徐々に管を傳ひ水銀器の中に出で水銀の上に溜りて燈火器の下部に接し吹き上げらる此燈臺は小孤島に建設せられたるものにして官吏は海を隔て十三町余の神和村怒和島の南端の山頂なる官舎より監視し僅かに十日に一度出張手入を爲す仕掛ければ右の外燈臺内の空氣流通の加減瓦斯排出の工夫等此小燈臺たりと雖も學理應用の複雑なる實に想像以上にして驚嘆の外なし。

神和村誌

沿革

本村は怒和二神津和地の三島(上怒和元怒和二神)より成る村名の起因は自ら明かなり。四大字の沿革起因 怒和本島は怒和島と稱し上怒和元怒和に別たる往時は上怒和を桑名村元怒和を島尻村といへりとぞ而して幕府時代は本島は元松山領分なりしも大洲藩と土地交換の結果遂に大洲領に移りたり夫より幾年を経て桑名村を上怒和村島尻村を下怒和村と改稱す然るに下怒和の人民下といふを嫌ひ元怒和村と改む。

二神 本島は元松島と稱したりしが二神氏なるもの代々居住して里正たりしより現今の名稱となりたるなり。

津和地 本島は往古より津和地と稱し來れるが其起因等知るによしなし。置位及境域 怒和島は本郡三津濱町を距る西北六里にあり東は中嶋西は津和地嶋南は二神嶋北は廣嶋縣安藝郡倉橋嶋に對せり。

神和村誌

三神嶋は怒和津和地の南にあり南は伊豫灘に面し上ニタ子、下ニタ子、横嶋、中嶋、小市、由利等の小嶋當嶋に屬せり  
津和地嶋は怒和嶋の西にあり南は三神島西南は山日懸夫嶋郡情嶋及玖珂郡柱島に北は廣島縣安藝郡倉橋島に對せり

廣 袤 怒和島は東西廿四町南北三十六町周圍三里十八町津和地は東西三十三町南北十三町周圍三里余二神は東西約一里あり南北に狭く廣き所十町内外にして狭き所は三四町に過ぎず

面積 本村の總面積は六百八十町四十七歩にして其内津和地が如し

上怒和 百三十八町八反貳畝肆歩 下怒和 百六十一町一反七畝肆歩  
津和地 二百二十八町五反九畝肆六歩 二神 百八十二町四反一畝十七歩

海岸線 各島其海岸の出入屈曲甚し、海岸線の延長上怒和先怒和は各二里餘津和地は約三里三神は約二里あり

港灣 港灣を稱すへは程のものなく只津和地港は東怒和島に對し灣入せるを以て帆船の碇泊するものあり

海峽 中島と怒和島との間を怒和瀬戸と稱す幅一里にして潮流急なれども大形汽船の通航するもの多し  
怒和津和地二島の間を三の瀬海峽と稱す幅約廿町あり

津和地の西方字唐澤より山口縣大島郡諸島に對する海を唐澤瀬戸といふ潮流急激にして九漕半の遠度なり滿潮には西方干潮には南方に流る

島 嶼 上下二孤島は怒和の西南にあり元怒和に辨天小島伊豫崎島津和地に流兒島小兒島竹の小島二神は小市嶋瀬戸利中島横島等の小島あり周回何れも數町乃至一里のものあり  
岩礁 にはニタ子の「ビシヤコ」は元怒和の「オコセ」白石あり津和地は油石三の瀬、唐澤等の隠頭礁あり

町村誌

町村誌

其内油石「ビシヤコ」オコセの三瀬は時々船舶の坐礁すること往々あり

岬角 怒和にホシサキ風切島津和地に長崎の唐澤二神の龜塚岬あり

潮汐 潮汐満干の差は春秋に甚しくして其差は六七尺なり

潮流 滿潮には東流し干潮には西流す

地勢 各島其全島殆んど山にして勾配の度何れも甚しけれ共開墾して畑となせるもの多し只人家のあり所や平地なるのみ

山誌 各島其全島殆んど山なれども高峰なし只怒和の「エノタコ」嶺津和地の嶺山二神の妙見山米山等最も高し

水誌 各島其河川池沼なく従て灌溉の便なし漸く田畑の間に井を穿ちて田灌水を汲む其勢大なり

氣候 夏季は涼し、冬季は暖にして雨量少なく降雪稀なり風向は春夏は東風雨風多く秋は北風冬は西風又東風多し

地質 畑地は淡黄色の砂土にして田地は淡黒色の粘土なり

天産物及其分布 各島其松樹を産し地質肥沃ならざれども成長速にして多くは薪となし廣島等に積出す海産物には鮫子鰯等多し食料又は肥料として各地に積み出す

區劃及政治 本村は上怒和元怒和津和地二神の四大字より成りて村役場は大字元怒和にあり村會議員の數は十二名なり

戸數 全村の戸數は七百七十七戸にして其内譯左の如し

上怒和 百三十五戸 元怒和 二百十三戸 津和地 二百七十五戸  
二神 百六十四戸

人口 本村人口の總數は四千六百五人にして内男二千二百九十九人女二千三百六人なりとす  
神和村誌 三九九

人情風俗 氣質は一般に質朴なりされども木村は僻陬の地にして交通不便なるにより社會の刺激を受くること多からざるを以て進取の氣象に乏しく又向學心薄し言語は中流以下一般に野卑にして方言訛言多し習慣は納税の期限を守り怠惰者なき良習慣あれども亦陰曆を守り喪家に會して暴飲暴食を爲し部落感情甚し禮法は形式に流れて精神的ならず吉凶の際には酒食を多量に用ゆるを以て厚禮とせり衣服は奢侈に流れず極めて質素なり食物は概して粗食にして家屋は瓦葺多けれども粗造にして衛生の思想乏し

教育

上怒和には上怒和尋常小學校あり明治十一年以前は由良分學校と稱せしが全十二年兒志磨學校と改稱せり全廿年小學校令改正により上怒和簡易小學校を設立し廿五年尋常小學校と改稱し現今に至り三十四年補習科を設置す

元怒和 元怒和尋常小學校あり維新前は寺子屋教育にして専ら神官僧侶之を掌りしが明治十二年怒和島學校を設置せり二十年四月小學校令改正により元怒和簡易小學校を設置し二十五年尋常小學校と改稱す三十四年五月より補習科を設置せり

津和地 には津和地尋常小學校あり維新前は寺子屋教育なりしが明治六年に至り日新學校の創立あり寺院を以て校舍に充てたりしが十二年現今の校舍を新築せり明治二十年四月小學校令改正により津和地簡易小學校と改稱し全廿五年尋常小學校と改稱し現今に至り三十四年五月補習科を設置す二神 には二神尋常小學校あり明治八年の創設にして二十年四月二神簡易小學校と改稱し廿五年尋常小學校と改稱し現今に及びり廿六年四月より補習科を設置す

衛生

元怒和及津和地 には夜學會ありて冬季に於て短期夜學會を開き青年を教育す  
生各大字に衛生組合を設け組長組長及委員等を設け衛生事務に従事す遊病舎は各大字にありて傳染病患者を収容す清潔法は毎年定期に施行せり

町村誌

町村誌

警察及裁判所

警察は三津署の管轄にして大字津和地に巡査駐在所あり裁判所は松山區裁判所の管轄に屬し登記事務は東中島出張所の取扱ひに屬せり

宗教

宗 教 宗数は佛教のみにして禪宗眞言宗等あり古來盛衰なし  
神社佛閣 村社若宮八幡神社 には大字上怒和宮浦の境にあり嘉保元年の創營にして文明九年寶殿を再建して現今に至る祭神詳ならず

殿島神社 には元大字津和地にあり神龜五年九月の創立なるが沿革詳ならず  
八幡神社 には貞觀四年四月三島神社は神龜五年八月の創營にして大字津和地にあり兩社共由緒詳ならず

宇佐八幡大神社 には大字二神にあり嘉保二年の勸請にして祭神は氣長足姫命譽田別命思姫命津淵姫命市杵嶋姫命なり  
妙見神社 には全大字妙見山の山腹にあり齋里正二神家の祖先二神藤四郎種家の安鎮せし者なりと今は廢社せり

西清寺 には大字元怒和にあり正徳二年十一月の創立なるが由来詳ならず  
延福寺 には全大字にあり永壽山と號す京都妙心寺の直末にして慶長年間松山城主加藤嘉明の開基に屬し本尊は聖觀音にして加藤家の守本尊なり當寺は往古字宮の浦にありしを後今の地に移せしなり

當寺は寶曆年間祝融の災に罹り現堂宇は當時の假本堂なりと  
洞源寺 には大字津和地にあり仙遊山と號す曹洞宗にして温泉郡御幸村龍泰寺の末寺なり寛永十一年越前永平寺の法孫久嶺の開基創建なり

安養寺 には大字二神にあり寛延四年の創建にして本尊は阿彌陀如来なり檀徒百三十六戸あり  
各種團體 大字上怒和津和地二神元怒和には漁業組合の設置ありて漁業の改良進歩を謀りつゝあるも日向

財

工業 大工木挽船大工に従事するもの多く村内の工事に従事するのみならず遠く滿韓に出稼するもの多し其外各戸婦女子の機織ありて餅の製造盛なり

財 本村は勤勉の良風あり従て農耕漁撈の利畜牛機織の得多く資産平等にして編民なく生計概裕なり然れ共衣住に美を競ふの習慣ありて貯金甚少し

名勝舊蹟 鐘掛松は大字長師字姫が原にある古松にして幹は屈曲して龍の雲を巻けるか如く根は三所ありて玉をつかめるが如し枝葉蟠延して五十余坪を掩ふ昔源義經之を賞して鐘を掛く故に名づくといふ僻地にあるが故其名著れざりしが近來傳へ聞きて來り遊ぶもの多し

奉世城 是熱那家の城址なり大字大浦泰山にあり

徳宗の城址 是大字神清字城山にあり西久左衛門尉之に據れりといふ

竹の上の城址 是大字宮野にあり徳宗集に保毛津四郎左衛門尉之に居れりといふ

「オトモ」の古戦場は大字長師字オトミンにあり元龜天正兵亂の古戦場なりといふ無縁佛となれる五輪の石碑散在せり

朱詣の古壇は大字小濱字中山にあり

人 大塚太兵衛は大字小濱橋長三郎家の先祖なり慶長年間首唱者となりて賦租を願ひ許さる然れども強請の罪に依て風早にて斬首せらる村民其徳に感じて神と崇み「ソルギリョ」と稱せしが嘉永年間に至りて神明社に合祀す社は小濱字井の奥にあり毎年三月十五日には祭典を行ふ

杉野四兵衛 是寛文十二年宮野村に生る大庄屋役を勤務中正徳年間越智郡津久良嶋より甘藷の種を持ち歸り嶋方各村へ植栽せしめ本島の主産物となるに至る村民今に其徳を頌す

嶋田藤七 是天明七年大浦に生る人と爲り實直溫和にして克く農事に勉む試に地味を撰びて始めて生業を熟し發育殊に盛なりしかば年々之を増殖して利する處甚多かりき依て自ら之を私利するに忍

誌 村 町

沿革 本村は伊豫國中島(一名忽那島)を東南西北の二部に分ちたる其西北部の一帯にして六箇の大字粟井、畑里、鏡、若水、熊田、宇和間より成る封建時代に於て此中島は松山と大洲に分屬す則ち粟井と宇和間は舊大洲藩に屬せしが安永八年粟井は備前家の直領となり大洲侯之を預れ畑里、鏡、若水、熊田は舊松山藩に屬す廢藩置縣の時舊大洲領は大洲縣に歸松山領は松山縣となり明治五年現今の六大字を以て一行政区として府政を置き六大字七十八小區となり同九年十三大區に變更せられ同十二年大小

沿 革 本村は伊豫國中島(一名忽那島)を東南西北の二部に分ちたる其西北部の一帯にして六箇の大字粟井、畑里、鏡、若水、熊田、宇和間より成る封建時代に於て此中島は松山と大洲に分屬す則ち粟井と宇和間は舊大洲藩に屬せしが安永八年粟井は備前家の直領となり大洲侯之を預れ畑里、鏡、若水、熊田は舊松山藩に屬す廢藩置縣の時舊大洲領は大洲縣に歸松山領は松山縣となり明治五年現今の六大字を以て一行政区として府政を置き六大字七十八小區となり同九年十三大區に變更せられ同十二年大小

沿 革 本村は伊豫國中島(一名忽那島)を東南西北の二部に分ちたる其西北部の一帯にして六箇の大字粟井、畑里、鏡、若水、熊田、宇和間より成る封建時代に於て此中島は松山と大洲に分屬す則ち粟井と宇和間は舊大洲藩に屬せしが安永八年粟井は備前家の直領となり大洲侯之を預れ畑里、鏡、若水、熊田は舊松山藩に屬す廢藩置縣の時舊大洲領は大洲縣に歸松山領は松山縣となり明治五年現今の六大字を以て一行政区として府政を置き六大字七十八小區となり同九年十三大區に變更せられ同十二年大小

沿 革 本村は伊豫國中島(一名忽那島)を東南西北の二部に分ちたる其西北部の一帯にして六箇の大字粟井、畑里、鏡、若水、熊田、宇和間より成る封建時代に於て此中島は松山と大洲に分屬す則ち粟井と宇和間は舊大洲藩に屬せしが安永八年粟井は備前家の直領となり大洲侯之を預れ畑里、鏡、若水、熊田は舊松山藩に屬す廢藩置縣の時舊大洲領は大洲縣に歸松山領は松山縣となり明治五年現今の六大字を以て一行政区として府政を置き六大字七十八小區となり同九年十三大區に變更せられ同十二年大小



町 村 誌

區劃廢止の時粟井は單獨に畑里、饒、吉木は聯合し又熊田、宇和間も聯合し各戸長を置き同十八年行政境劃を擴張し饒村外五ヶ村戸長を置き町制實施と共に之を西中島村と稱するに至りしなり

位置及境域 本村は忽那七島中最大なる中島の西北部にして温泉郡の西北部に位し三津濱より西北約五里北あり東南は山を以て東中島村に接し西と北は總て海に面し其西は海を隔て一里乃至二里の所に在り

面積 東北より西南に延び長さ約三里拾余町東西の幅最廣約廿八町あり

田 五拾六町一反六畝拾二歩 畑 百五十八町四段壹歩

宅地 二拾町五段五畝拾六歩 山林 四百九拾一町三段五畝二十三歩

海岸線 本村北の一部は海中に突出し屈曲甚しく海岸線の延長約四里餘あり

港 粟井に粟井港とて小き港あれども水淺くして碇泊に便ならず又同地歌崎の起点たる小字大泊に大泊あり東南より西北に灣入すること僅に參町灣口四町に過ぎされども南西北西の三面に山を負ひ東南風の外風波の憂なく灣内水深く繫泊に便なり

岨 粟井の東北歌崎の東を隔つる約三町の所に周圍三町の島あり粟井に屬す里人稱して小島と云ふ其附近に暗礁あれども舟行には危険少し

海峽 粟井の小島と歌崎との間を小島の瀬戸と云ふ幅三町余潮流稍急なれども難所と云ふ程にもならず宇和間の「ヒヤノ瀬戸」と「クダノ島」の間を「ヒヤノ瀬戸」と云ひ幅拾余町長二町餘の間潮流甚急激にして稍強き追手の風の力を待たされば逆行すること難し

岨角 粟井の北端畑里の東北端に連る所に北に向ひて突出したる岨あり之を歌崎と稱す幅一町乃至參町長約拾參町餘あり遙に廣島縣倉橋島龜が首崎と相對す

潮流 滿干昇降は夏秋季に於て其差著しく約壹丈餘なり

地勢 東南一帯に山を負ひ西北海に瀕して傾斜し北の一部は遠く突出し海岸の屈曲甚しく耕地平地は海岸に近き所に多く山坂は概ね險阻なり

水誌 河流と稱するに足るものなきに山間より降雨に連れ流れ来る海の水のみ故に灌漑の便悪しく水中には只鰻泥鰯の棲息を見る池は粟井に一、畑里六、饒九、吉木七、熊田三、此坪數町九段六畝餘あり夏季三時の旱を防ぐに用ゆ農家は重に井水を汲みて水田を養へり

西中島村誌

町 村 誌

か鱒の類を追ひ集め食ふを見る此鱒を食はんとて他の魚類多く集り来るを以て之を釣らんとして毎年此時期に来る漁船百餘艘收獲亦多し

吉木の西五町の海中に周圍約一町の小島あり宇和間の「ヒヤノ鼻」を隔てて拾余町の所に「クダノ島」として周圍四町余面積貳町五段三畝の島あり島上に小き燈臺の建設あり此島より南方參町餘の所に北國石と云ふ暗礁あり頗る危険なり

海峽 粟井の小島と歌崎との間を小島の瀬戸と云ふ幅三町余潮流稍急なれども難所と云ふ程にもならず宇和間の「ヒヤノ瀬戸」と「クダノ島」の間を「ヒヤノ瀬戸」と云ひ幅拾余町長二町餘の間潮流甚急激にして稍強き追手の風の力を待たされば逆行すること難し

岨角 粟井の北端畑里の東北端に連る所に北に向ひて突出したる岨あり之を歌崎と稱す幅一町乃至參町長約拾參町餘あり遙に廣島縣倉橋島龜が首崎と相對す

潮流 滿干昇降は夏秋季に於て其差著しく約壹丈餘なり

地勢 東南一帯に山を負ひ西北海に瀕して傾斜し北の一部は遠く突出し海岸の屈曲甚しく耕地平地は海岸に近き所に多く山坂は概ね險阻なり

水誌 河流と稱するに足るものなきに山間より降雨に連れ流れ来る海の水のみ故に灌漑の便悪しく水中には只鰻泥鰯の棲息を見る池は粟井に一、畑里六、饒九、吉木七、熊田三、此坪數町九段六畝餘あり夏季三時の旱を防ぐに用ゆ農家は重に井水を汲みて水田を養へり

町 村 誌

氣候 本村は海水との關係上湿度調和し冬季は風波荒れれども積雪を見ず夏季は風の流通良く極暑攝氏  
 三十三度に昇ることもなく陰寒五度に降ることもなし  
 地質 本村は火成岩にして新地山林の火成砂土質より成り壤土植土之れに亞皆礫土極多し  
 天産物 其分布 本村は瀬戸内海に接する一島なれば鳥獸少く雉子鳥鳩の如き鳥の田畑を荒すに過ぎず  
 魚類は多く近海に集り其漁獲の稍益甚多し植物は松最も多く山林の全部に播種し住民は家屋建築の  
 材となし或は伐採して薪となし廣嶋地方三津濱地方へ輸出す礦物としては只僅の石垣用石材を出す  
 大字徳の宇治の湖の山中に奇石三箇あり俗に御舍利石と稱す此石を割るときは中より豆大の玉に  
 似たるものも出ず其形半圓にして白色半透明紫赤色を呈す人々其奇なるを御舍利と云ふ信仰とに  
 て是を得んが爲め本は殆んど其字を翻り取れり此合りる玉石は瑪瑙の類ならん  
 風刺及政績 本村を大別して六大字とし村の中央に村役場を置く村會議員拾二名あり役場吏員の外に各  
 大字に字頭兩字頭一人宛ありて村務を補佐せり各大字の地積は左の如し  
 栗井 百七十八町六反二畝廿九歩 畑里 四拾二町四反三畝拾貳歩  
 熊田 百拾貳町六反五畝廿一步 吉木 百七十四町八段七畝二歩  
 戸 粟井 二百四拾七歩 畑里 六拾五戸  
 熊田 六拾七戸 吉木 百戸  
 宇和間 百六戸  
 人口 人口の總數三千四百九拾五人あり内男千六百六十六人女千八百二十九人なり本籍の男は千八百五  
 十六人女千九百八十八人寄留民にして出寄留四百廿二人氏寄留八十一人あり

町 村 誌

出寄留者中栗井のものは多く其崎若松地方に其他は松山廣島地方に向ふ入寄留者は廣島縣又は本縣  
 越智郡の島方のもの多くして何れも漁業を専らせり  
 人情風俗 村民概して質朴にして勤儉の美風あれども保守主義にして進取の氣に乏し言語概ね粗暴野卑に  
 して自他尊卑の區別立ち難く廣島地方の言語と酷似し語尾を長く引く辨あり方言訛言は枚舉に違あ  
 らず其著るしきは佐行と良行との發音をも濁音多行に誤り或は混同するもの多し例へば  
 ランをガラン、ゼニをミ、ミンをミの如し  
 又々の挨拶助辭を明瞭に言表はさず「芋ヲ掘ル」と「イコーホム」の如く言ひ或はハの助辭を使ふ場合  
 に「私ハ」を「ワタシヤ」の如く言ふ等一々列舉し難し  
 禮法の如きは起居進退より冠婚葬祭に至るまで簡略の中にも古來の形式を捨てず殊に一郷善く相親  
 み憂苦を共にする美風あり  
 衣服は古來實に質素なりしが漸次風潮に伴ひ奢侈に流れんとす然るに當島方の婦人は殆んど平素廣  
 き帯を占むることを贅澤なりと云ひ細帯の儘にて遠慮なく大道を往來するは見苦し食物は米麥甘藷  
 を用ふれども左まで粗食せず比較的富の度均一したるため瓦屋多く外觀亦松山市近郷の上位にあり  
 往古より地方の風習として青年團に若連中なる組織あり此徒黨の間には一種の制裁ありて後進のも  
 のを教導訓戒しつゝあれども彼等道徳的觀念の乏しき却て有害なることなきにあらざ殊に或場合に  
 は同郷の娘等と使役し或は制裁を加ふることあり衛生上風儀上非文明の行動多し然れ共教育の進歩  
 と共に青年會等の組織せられ今や既に昔日の觀を遺さず  
 教育 本村は各大字の遠隔し且道路惡しき爲り四箇學區に分ち各區單獨の經費を以て支持す即栗井一圓  
 を以て第一區とし栗名尋常高等小學校を置き畑里一圓を第二區とし畑里尋常小學校を置き熊田、吉木  
 の二字を合して第三區とし吉木尋常小學校熊田、宇和間を合して第四區とし宇和間尋常小學校を置



謝 謝 街

各校の沿革を述ぶれば左の如し  
 第一區 桑名校は明治七年一月七日民屋を借りて恭肅小學校を設立したるに起り明治十三年四月  
 第二區 桑名小學校を改稱し全廿年三月粟井簡易小學校に改り更に全廿五年十月一日桑名尋常小學校とし  
 第三區 畑里校は初め盤雪小學校と云ひしが明治二十年吉木校に合併し全廿五年十月一日分離獨  
 立本校に至る  
 第四區 吉木校は吉木饒兩部落を合し饒の寺庵に飯山小學校を設けたるに始まり全二十年一月吉  
 木簡易小學校と改稱し更に畑里を合併し全廿五年十月一日畑里は分離し吉木尋常小學校と改り以  
 て改令に至る  
 第五區 宇和間校は其始り明治十二年七月宇和間部落に福養小學校熊田部落に精訣小學校を設立  
 して同十八年宇和間部落にては現今の校舎を新築し全二十年一月福養精訣兩校を改り熊田を合併し  
 宇和間簡易小學校を設置し全廿五年十月一日宇和間尋常小學校と改め今日あり  
 衛生避難所は各大字に設け衛生組合組織せられ清潔法の實施傳染病預防の法等行届き居れり  
 警察裁判所の警察は三津警察署の管轄に屬し大字饒の村役場の隣に巡査駐在所あり裁判の管轄は松山區裁  
 判所とす  
 宗教 全村佛教の信徒にして真宗真言宗の二宗に分る真宗は常に布教に熱心にして信徒五百四十五真言  
 宗百十七戸なり村民の多くに類の誑すと云ふ迷信あり又真宗徒の外には大神の取り付くと云ふこ  
 人習風も忍れ居れり各種の加持祈禱を好みてなすの風あり  
 神社 佛閣桑名神社は大字粟井の村社に於て來月々祖神、大山津見神、大日雷女貴神市杵島姫神、保食  
 神五神を合祀す善永二年八月七日神殿を再建し更に慶應元年八月改築す現在のものなり今の中

謝 村 町

殿、約殿拜殿は元禄十二年に建立せしを慶應元年改築せしものなり  
 神社 天満神社は大字饒にあり菅原道真公を祀る昔管公左遷せられ給ひし時伊豫郡今出濱より御乘  
 船安藝の嚴島社へ御遷詣の途饒の池の濱邊に沙待をせられしに西風吹き荒れ三日間御逗留なされし  
 との由緒を以て(年代不詳)勧請せしものなり  
 其他 畑里に饒神社饒木に五十鈴神社、熊田に宇佐八幡神社宇和間に天満神社あれども小村社にし  
 て祀するに足らず  
 龍華山教團寺は大字粟井にあり往昔應徳元年現地に一字を創營し龍動庵と稱せしが後元禄二年五  
 月廿二日真宗本派本願寺に屬し寺號公稱の許可を得たり現今の本堂は七間四面にして文化六年三月  
 十八日の建立より境内に別堂あり彌勒尊と奉置す伽羅木像にして弘法大師の作にして元高麗山上に  
 ありしものなるが當島鎮護の爲り應徳元年此地に迎へ安置すと云ふ毎年舊正月五日に開帳あり賽客  
 非常に多し本寺は粟井一圓を向徒とす  
 智光山正賢寺は大字熊田にあり寶永四年藤原俊正九代の孫本多正賢此地に來り地藏堂を修理して  
 之に移り後寶永四年六月廿五日真宗本派本願寺に屬し寺號公稱の許可を得、現今の本堂は七間四面  
 に於て安永九年八月十日の造營なり、本寺は大字熊田、宇和間の全部及吉木、饒、畑里の真宗、東  
 中島村神の浦、菅野長師の真宗徒を以て門徒とす  
 各種團體 大字熊田を除くの外は各大字に青年團體あれども若しき成績を挙げず  
 交通 (一) 道路 は何れも里道にして中央の饒なる村役場を起点とせば東北に畑里を経て粟井に至  
 る延長約一里最間二三合位其間險阻なる山數二つを越ゆるの難所なり西南に吉木熊田を経て宇和間  
 に至る延長約一里駒巾堂間三合以上概ね平坦にして砂濱を通る所あり  
 村役場より東中島村役場に至るには吉木に出で山間に入り辻戸と云ふ坂を越へ東中島村大字大浦

町 村 誌

西中島村誌

三九四

多経て小濱なる同役場に至る延長約一里拾余町此道路は東西中島を連絡したる最も交通の多きものなれども峻険なる山坂にして甚難所なり  
其他粟井より大浦に、畑里より大浦に、熊田より宮野に、宇和間より神の浦に達する道路あれども何れも山坂にあらざれば砂濱を通すべく交通困難なり

(一) 航路 村中各大字より一艘乃至三四艘の渡海船なるものありて三津濱への往復あり其他廣島地方への交通もあり是等は皆需用品買入れと物産の輸出とを重なる目的とし東中島村に於ける渡海船の如く乗客を當にせざれば三津ヶ濱に渡らんとするものも爲には不便なり

本役場より温泉郡役所及縣廳に至るには大字饒より乗船せば西南に向ひ「ヒヤノ瀬戸」を通過し東南に轉して進み與居島村釣島の近海に出て尙ほ東南に進行し三津濱に著く海上約五里余夫より陸路松山市に達す然れども多くは東中島大浦に至り乗船三津濱に向ふ従前は汽船が三津間の往復をなせしが今は之を廢す

(二) 郵便電信 東中島大浦に三等郵便局設置あり本村は其局の所轄にして一日に一度の集配を受け松山市を午前中に發送したる郵便物最も早くして翌日の午前中に着すをれすら郵便船は小さき渡海船の事として少し風波荒ければ往復出來ず殊に不便なり電信は大浦局直接の取扱にあらざれば急を要する場合には能く船を仕立三津濱に行かざるべからず遺憾なる有様なり

生業 (一) 農業 農産物は米麥小麥雜穀類生葉甘藷里芋大根等にして米は概して土地の食糧にも不足すれども麥小麥生葉甘藷里芋は收穫多く大根は切干として地方に賣出す  
(二) 林業 山林の全部は殆ど松にして自然に蕃殖したるものなり刺木松葉等として三津濱廣島地方に積出して収益多く農家の副業となす又近年果樹の栽培盛に行はる  
(三) 牧畜 殆んど各戸の如く牝牛を飼ひ牛兒の蕃殖を争り或は母牛を乳用として賣り農耕の

町 村 誌

西中島村誌

三九五

助けをなさしむるの傍相當の収益あり

(四) 水産業 本村の水産業は重に漁業にして農家が耕作の傍漁機來らば之に従事するのみにて専業の者は極めて少數なり其重なるものは鰯網「イカナゴ網」「鯛シバリ網」「イカナゴスキ」焚寄せ等にして以上は農家が春夏の候に副業としてなすものなり釣魚、雜魚網は少數の専業者のするものなり其中鰯「イカナゴ」の漁獲最も収益多く養子とし干鰯として坂神及中國地方に積出す採藻は僅に農家が甘藷の肥料として「がら藻」を取るのみ

(五) 航海業 本村大字粟井には航海業者多く二百石以上千石積以下の和船貳拾余艘あり高知縣宿毛地方宮崎縣地方より木炭を買ひ積み内海航路を取り坂神地方へ運送賣却し稻多額の収益を見る其一航海の期限約四十日以内なり

(六) 商工業 粟井には木炭買積商多く本村中の商人としては収益最も多く其他酒類積商等あり小賣商人は僅に地方の需用品を仕入るのみ、工業には木綿絹木綿緋織漸次隆盛に趣かんとす當村産出の飛白は大柄ものにて小柄は更になし

財政 本村經濟の一般を見るに大字粟井は貧富の懸隔甚しけれど其他の部落は富の程度均一にして概して豊なる方なり當島方に於ては陸に農耕海に漁獵以て兩者の利を得ること多きを以て生活上安全なるべく隨て各種の税金の如き納期に後るもの殆んど皆無なり

人物 貞婦 大字粟井の吉本サヨ子氏(六十六才)は性朴直にして眞宗の信者なり能く其貞に事へ其夫太左衛門治六年不治の難病に罹り刺へ遂に兩眼の明を失ひたり家素より赤貧なるに能く看護と生計とに心を盡し去る明治廿六年太左衛門の死に至るまで聊か倦怠の色なく常に地方人の賞揚する所なりしが其善行官の知る所となり明治十年一月十五日本縣より賞状及賞品を下賜せられしを始めて全三十三年六月十九日伊豫善行者旌表會に於て故小松宮殿下御臨席の幸榮なる式場にて會長より頌徳狀

町誌

及木林を至はり全卅四年四月五日眞宗本派本願寺より信徒の總鑑たりとの賞詞及紺紙金泥六字の法  
號を賜はり全年十月廿七日彰善會温泉支部長より賞狀及賞品を授けられたり而してサヨ子は實子な  
きを以て夫の死後相続人を入れ中は既に隱居の身となり常に小間物駄菓子等の行商をなし頗る健全  
に老後を樂めり

白磯傳 此中嶋は往昔戰亂のありし際諸侯の家の敗滅に當り其將卒が逃れ來り居住せしものなりとて各  
大字に六軒家或は八軒家と稱する所ありて今に舊家と稱し或は河野の末孫とか大内氏の末孫とか云  
ひ傳ふれども記録の微すべしもの更になじ、其時代の石碑なりとて實に古代の者らしきもの所々に  
現存す

文字解問の沖なる「クダコ嶋」には昔算盤の達人の居る在て其算法の秘密により上下の船を自然に引  
寄せ金品を徴せしことありと其家數跡なりと嶋上に切り平げたる土地と他より持ち行きて並へた  
る事の明白に知らるゝ大小の石等數多あり或は藤原親友の党なりとも言ひ傳ふ

クダコ嶋燈臺 クダコ嶋燈臺は北緯三十三度五八、東經百三十二度三四の所にあり水面より燈火に至る十  
七丈九尺基礎より燈火に至る二丈五尺石造圓形白色頗る堅固なる第六等燈臺に屬し水銀浮遊式回轉  
燈臺と稱し電氣を用ひ且つ水銀の膨脹力を利用して機關によりて回轉せしめ七秒時間自赤交々一  
閃を發す光達距離十七海里晝夜常燈にして一度の手入にて約十日間維持せらる明治三十六年四月初  
燈建設費約一萬八千余圓燃料は燈火六十度以上の安全石油を用ふ一ヶ年の消費高約九十六「ガ  
ロン」燈心は厚形木綿燈心と稱するものにして初めて使用する時より燒き込み点火すれば火力の増  
減最も最便利なり「ホヤ」は和製のものにては用を爲さず佛國製「雲母」ガラスを用ふ「レンズ」の上  
下左右には無數の三稜「ガラス」を備へ光線を屈折反射せしめ光を悉く「レンズ」に集むる仕掛にして  
白色「レンズ」より赤色「レンズ」二重になれりは四倍大ならざれば全きものにては赤は白の四分の

町誌

神和村誌

一光達巨離を保つのみなり三稜「ガラス」と「レンズ」にて造りたる燈火器の下部は水銀を盛りたる器  
に連りて浮遊し最下の機關の心俵によりて廻轉す石油器は燈火器より上方にありて「ポンプ」の理を  
應用し徐々に管を傳ひ水銀器の中に出で水銀の上に溜りて燈火器の下部に接し吹き上げらる此燈臺  
は小孤島に建設せられたるものにして官吏は海を隔て十三町余の神和村怒和島の南端の山頂なる  
官舎より監視し僅かに十日に一度出張手入れを爲す仕掛ければ右の外燈臺内の空氣流通の加減瓦  
斯排出の工夫等此小燈臺たりと雖も學理應用の複雑なる實に想像以上にして驚嘆の外なし

沿革 本村は怒和二神津和地の三島(上怒和元怒和二神)より成る村名の起因は自ら明かなり

四大字の沿革起因 怒和本島は怒和島と稱し上怒和元怒和に別たる往時は上怒和を桑名村元怒和を  
島尻村といへりとぞ而して幕府時代は本島は元松山領分なりしも大洲藩と土地交換の結果遂に大洲  
領に移りたり夫より幾年を経て桑名村を上怒和村島尻村を下怒和村と改稱す然るに下怒和の人民下  
といふを嫌ひ元怒和村と改む

二神 本島は元松島と稱したりしが二神氏なるもの代々居住して里正たりしより現今の名稱となり  
たるなり

津和地 本島は往古より津和地と稱し來れるが其起因等知るによしなし  
置位及境域 怒和島は本郡三津濱町を距る西北六里にあり東は中嶋西は津和地嶋南は二神嶋北は廣嶋縣安  
藝郡倉橋嶋に對せり

神和村誌

三九八

三神嶋 是怒和津和地の南にあり南は伊豫灘に面し上二タ子、下二タ子、横嶋、中嶋、小市、由利等の小嶋皆嶋に属せり  
津和地嶋 是怒和嶋の西にあり南は三神島西南は山口縣大嶋郡情嶋及玖珂郡柱島に北は廣島縣安藝郡倉橋島に對せり

廣 袤 怒和島は東西廿四町南北三十六町周圍三里十八町津和地は東西三十三町南北十三町周圍二里余二神は東西約一里あり南北に狭く廣き所十町内外にして狭き所は三四町に過ぎず

面積 本村の惣面積は六百八十四町十七歩にして其内譯左の如し  
上怒和 百三十八町八反貳畝肆歩 下怒和 百六十一町一反七畝三歩  
津和地 二百二町五反九畝廿六歩 二神 百八十二町四反一畝十七歩

海岸線 各島其海岸の出入屈曲甚し、海岸線の延長上怒和先怒和は各二里津和地は約三里二神は約二里あり

港灣 港灣を稱すべし程のものなく只津和地港は東怒和島に對し灣入せるを以て帆船の碇泊するものあり

海峽 中島と怒和島との間を怒和瀬戸と稱す嶋一里にして潮流急なれども大形汽船の通航するもの多し  
怒和津和地二島の間を三の瀬海峽と稱す幅約廿町あり

津和地の西方字唐藻より山口縣大島郡諸島に對する海を唐藻瀬戸といふ潮流急激にして九湮半の速度なり滿潮には西方干潮には南方に流る

島嶼 上下二孤島は怒和の西南にあり元怒和に辨天小島伊豫崎島津和地に流兒島小兒島竹の小島二神は小市嶋瀬油利中島横島等の小島あり周回何れも數町乃至一里のものあり  
岩礁 にはニタ子の「ビシヤマ」は怒和の「オコセ」白石あり津和地は油石三の瀬、唐藻等の隠顯礁あり

町 村 誌

り其内油石「ビシヤマ」「オコセ」の三瀬は時々船舶の坐礁すること往々あり

岬角 怒和にホシサキ風切鼻津和地に長崎の唐藻二神の龜鼻能崎あり

湖沙 湖沙滿干の差は春秋に甚しくして其差は六七尺なり

潮流 滿潮には東流し干潮には西流す

地勢 各島其全島殆んど山にして勾配の度何れも甚しけれ共開墾して畑となせるもの多し只人家のあり所や平垣なるのみ

山誌 各島其全島殆んど山なれども高峰なし只怒和の「エノクロ」嶺津和地の旗山二神の妙見山米山等最も高し

水誌 各島其河川池沼なく従て灌溉の便なし漸く田畑の間に井を穿ちて田澆水を汲む其勢大なり

氣候 夏季は涼しく冬季は暖にして雨量少なく降雪稀なり風向は春夏は東風雨風多く秋は北風冬は西風又東風多し

地質 畑地は淡黄色の砂土にして田地は淡黒色の粘土なり

天産物及其分布 各島其松樹を産し地質肥沃ならざれども成長速にして多くは薪となし廣島等に積出す海産物には妙子鰯等多し食料又は肥料として各地に積み出す

區劃及政治 本村は上怒和元怒和津和地二神の四大字より成りて村役場は大字元怒和にあり村會議員の數は十二名なり

戸數 全村の戸數は七百七十七戸にして其内譯左の如し  
上怒和 百三十五戸 元怒和 二百十三戸  
津和地 二百七十五戸  
二神 百六十四戸

人口 本村人口の惣數は四千六百五人にして内男二千二百九十九人女二千三百六人なりとす

神和村誌

三九九

町 村 誌

町 村 誌

神 和 村 誌

四〇〇

人情風俗 氣質は一般に質朴なりされども木村は僻陬の地にして交通不便なるにより社會の刺激を受くること多からざるを以て進取の氣象に乏しく又向學心薄し言語は中流以下一般に野卑にして方言訛言多し習慣は納税の期限を守り怠納者なき良習慣あれども亦陰曆を守り喪家に會して暴飲暴食を爲し部落感情甚し禮法は形式に流れて精神的ならず吉凶の際には酒食を多量に用ゆるを以て厚禮とせり衣服は奢侈に流れず極めて質素なり食物は概して粗食にして家屋は瓦葺多けれども粗造にして衛生の思想乏し

教 育

上怒和には上怒和尋常小學校あり明治十一年以前は由良分學校と稱せしが全十二年兒志勝學校と改稱せり全廿年小學校令改正により上怒和簡易小學校を設立し廿五年尋常小學校と改稱し現今に至り三十四年補習科を設置す

元怒和 には元怒和尋常小學校あり維新前は寺子屋教育にして専ら神官僧侶之を掌りしが明治十二年怒和島學校を設置せり二十年四月小學校令改正により元怒和簡易小學校を設置し二十五年尋常小學校と改稱す三十四年五月より補習科を設置せり

津和地 には津和地尋常小學校あり維新前は寺子屋教育なりしが明治六年に至り日新學校の創立あり寺院を以て校舎に充てたりしが十二年現今の校舎を新築せり明治二十年四月小學校令改正により津和地簡易小學校と改稱し全廿五年尋常小學校と改稱し現今に至り三十四年五月補習科を設置す二神 には二神尋常小學校あり明治八年の創設にして二十年四月二神簡易小學校と改稱し廿五年尋常小學校と改稱し現今に及び廿六年四月より補習科を設置す

衛 生

元怒和及津和地 には夜學會ありて冬季に於て短期夜學會を開き青年を教育す  
生各大字に衛生組合を設け組長輔組長及委員等を設け衛生事務に従事す避病舎は各大字にありて傳染病患者を収容す清潔法は毎年定期に施行せり

町 村 誌

警察及裁判所 警察は三津署の管轄にして大字津和地に巡査駐在所あり裁判所は松山區裁判所の管轄に屬し登記事務は東中島出張所の取扱ひに屬せり

宗教 宗教は佛教のみにして禪宗眞言宗等あり古來盛衰なし

神社佛閣 村社若宮八幡神社 は大字上怒和宮浦の境にあり嘉保元年の創營にして文明九年寶殿を再建して現今に至る祭神詳ならず

嚴島神社 は元大字津和地にあり神龜五年九月の創立なるが沿革詳ならず

八幡神社 は貞觀四年四月三島神社は神龜五年八月の創營にして大字津和地にあり兩社共由緒詳ならず

宇佐八幡大神社 は大字二神にあり嘉保二年の勸請にして祭神は氣長足姫命譽田別命思姫命津瀧姫命市杵嶋姫命なり

妙見神社 は全大字妙見山の山腹にあり齋里正二神家の祖先二神藤四郎種家の安鎮せし者なりと今は廢社せり

西清寺 は大字元怒和にあり正徳二年十一月の創立なるが由來詳ならず

延福寺 は全大字にあり永壽山と號す京都妙心寺の直末にして慶長年間松山城主加藤嘉明の開基に屬し本尊は聖觀音にして加藤家の守本尊なり當寺は往古字宮の浦にありしを後今の地に移せしなり當寺は寶曆年間祝融の災に罹り現堂宇は當時の假本堂なりと

洞源寺 は大字津和地にあり仙遊山と號す曹洞宗にして温泉郡御幸村龍泰寺の末寺なり寛永十一年越前永平寺の法孫久嶽の開基創建なり

安養寺 は大字二神にあり寛延四年の創建にして本尊は阿彌陀如来なり檀徒百三十六戸あり

各種團體 大字上怒和津和地二神元怒和には漁業組合の設置ありて漁業の改良進歩を謀りつゝあるも日尙

神和村誌

三 津 町

水

三津町の水は、山麓の湧き出し、河川の水、井戸の水、海水の水、などあり、大に汚濁しつゝあり。水質は、硬水、軟水、などあり、大に汚濁しつゝあり。

生

三津町の生業は、農業、漁業、工業、などあり、大に汚濁しつゝあり。農業は、米、麦、などあり、大に汚濁しつゝあり。

水産物の主なるものは、魚、貝、などあり、大に汚濁しつゝあり。魚は、鯛、鰯、などあり、大に汚濁しつゝあり。

工業は、製紙、製糖、などあり、大に汚濁しつゝあり。製紙は、和紙、洋紙、などあり、大に汚濁しつゝあり。

三津町の生業は、農業、漁業、工業、などあり、大に汚濁しつゝあり。農業は、米、麦、などあり、大に汚濁しつゝあり。

は淺く其効を見るに至らず又青年會なるものあり舊若者組を廢し風俗改良學術研究を爲しつゝあり  
大字元和にも青年會あれども日尙淺く見るべきものなし大字津和地には同志會あり部落有志の團  
結にして諸般の事業經營風俗改良等に勉め大に活動しつゝあり

交 通

本村より縣廳郡役所は東南にあり海陸里程七里余西中島村役場へ東海上二里あり  
航 路 定期航海船なし臨時に小廻船を以て用途を便するのみ

生 業

殊に暴風雨の際は數日延著することあり電信は三津濱局による  
農 業 農産物の主なるものは甘藷麥等にして多く三津濱に販賣す米は田地少く隨て産額多か  
らざるを以て三津濱郡中等より購買す

林 業 樹木の重なるものは松にして之に次けるは桐なり多くは薪となして三津濱郡中及廣島地  
方に販賣す

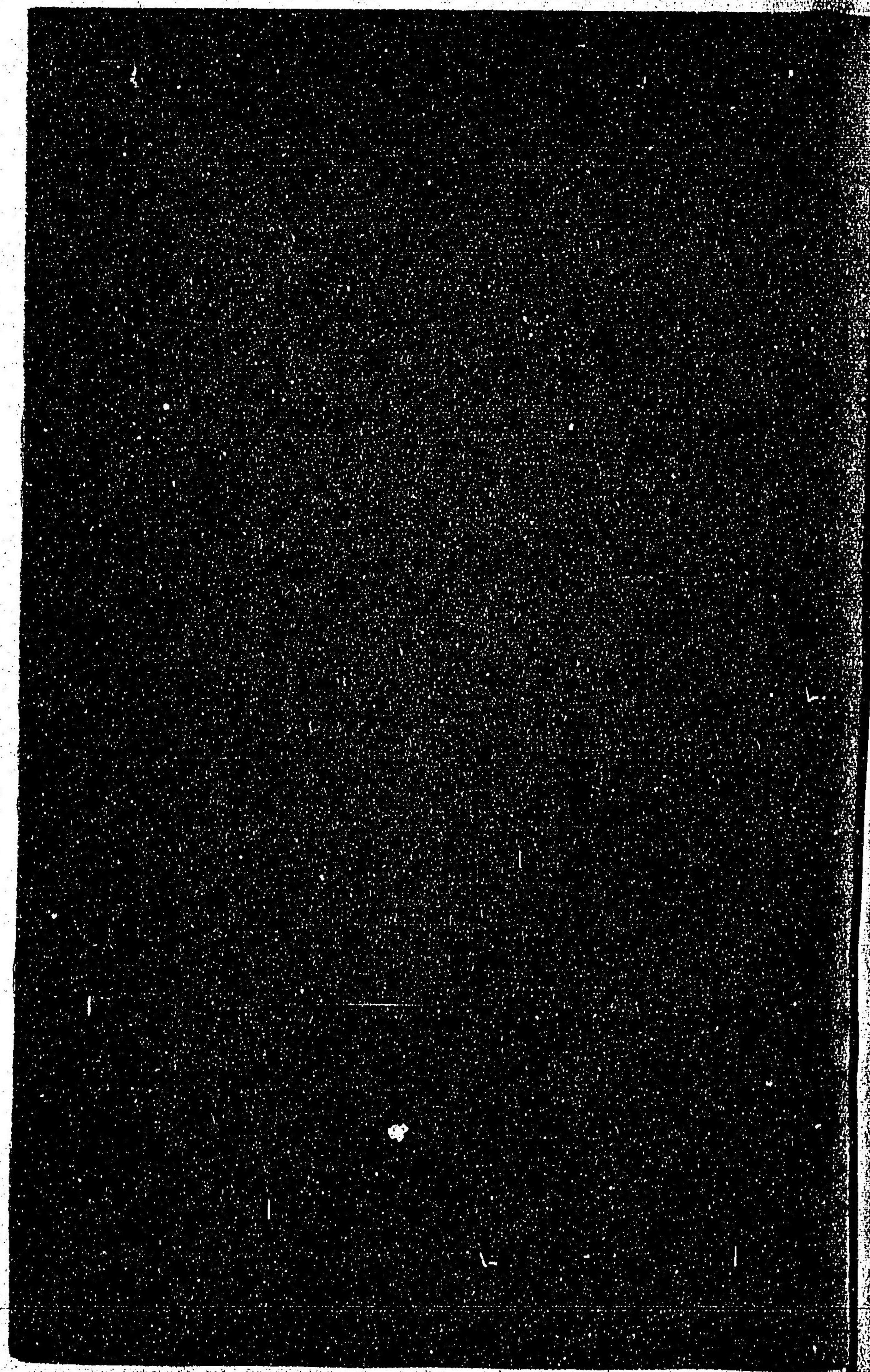
水産業 水産物の主なるものは海魚にては「鯛、鱈、鰯、鮒子」貝類には「サザエ、ナマコ、貽貝」  
海藻には「布海苔、鹿尾菜、トコロナン草、肥料海藻」等あり販路は大阪廣島吳三津濱等にして其収  
獲數万圓に達す

商工業 別に記するに足るものなし

財 政

人民一般に勤勉にして農業漁業に勵むを以て貧富の懸隔甚しからず財源の主なるものは農業にあ  
らずして漁業にあり  
團体貯金なく只學校生徒の郵便貯金を爲すのみ






明治四十二年三月十日印刷  
明治四十二年三月十七日發行

著作 愛媛縣温泉郡役所内  
愛媛教育協會温泉部會

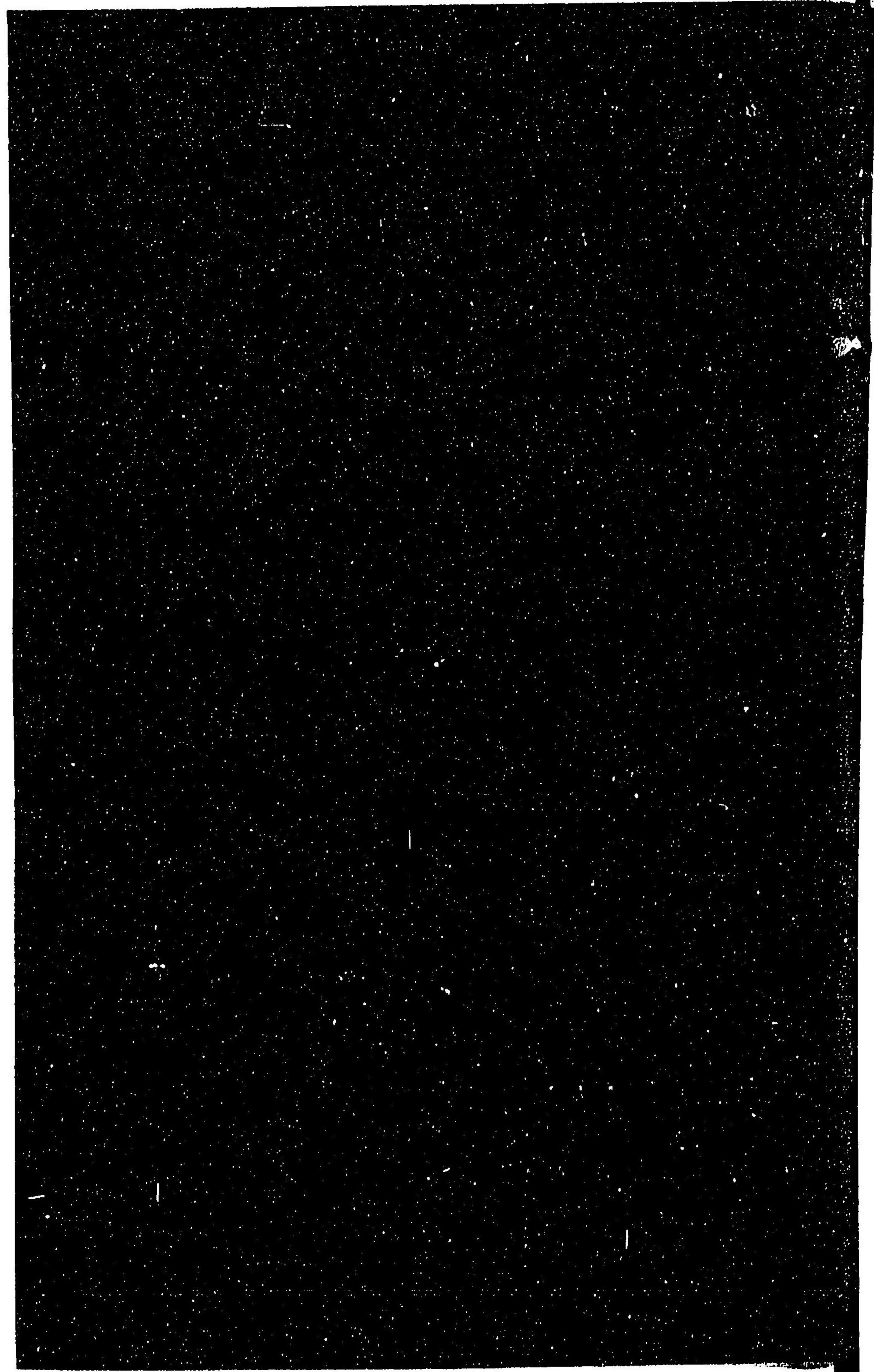
發行者 岡野音彌  
愛媛縣松山市榎町拾壹番戶

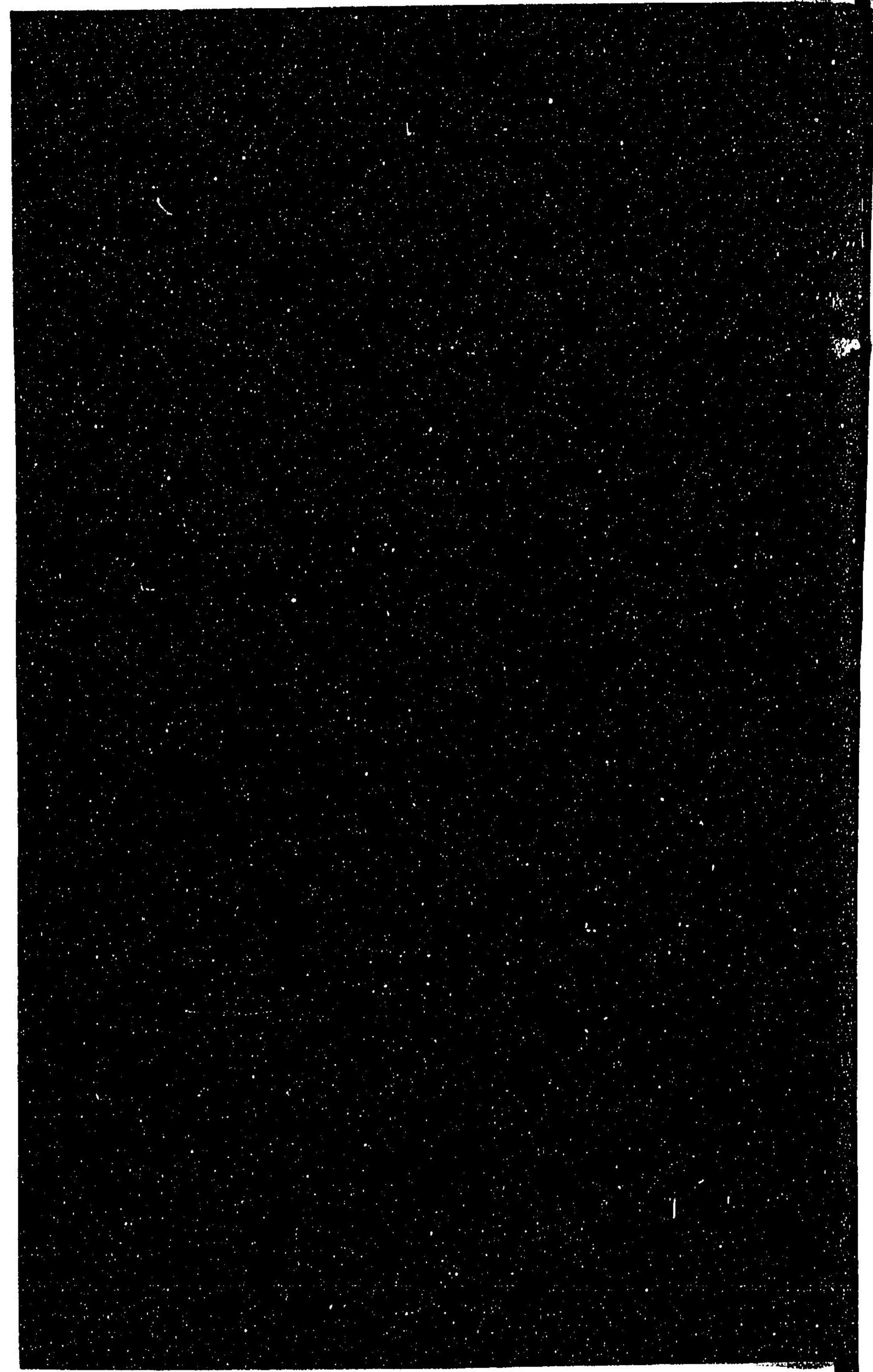
印刷者 岡野音彌  
同所

印刷並發行所 松山向陽社  
同所  
合名會社





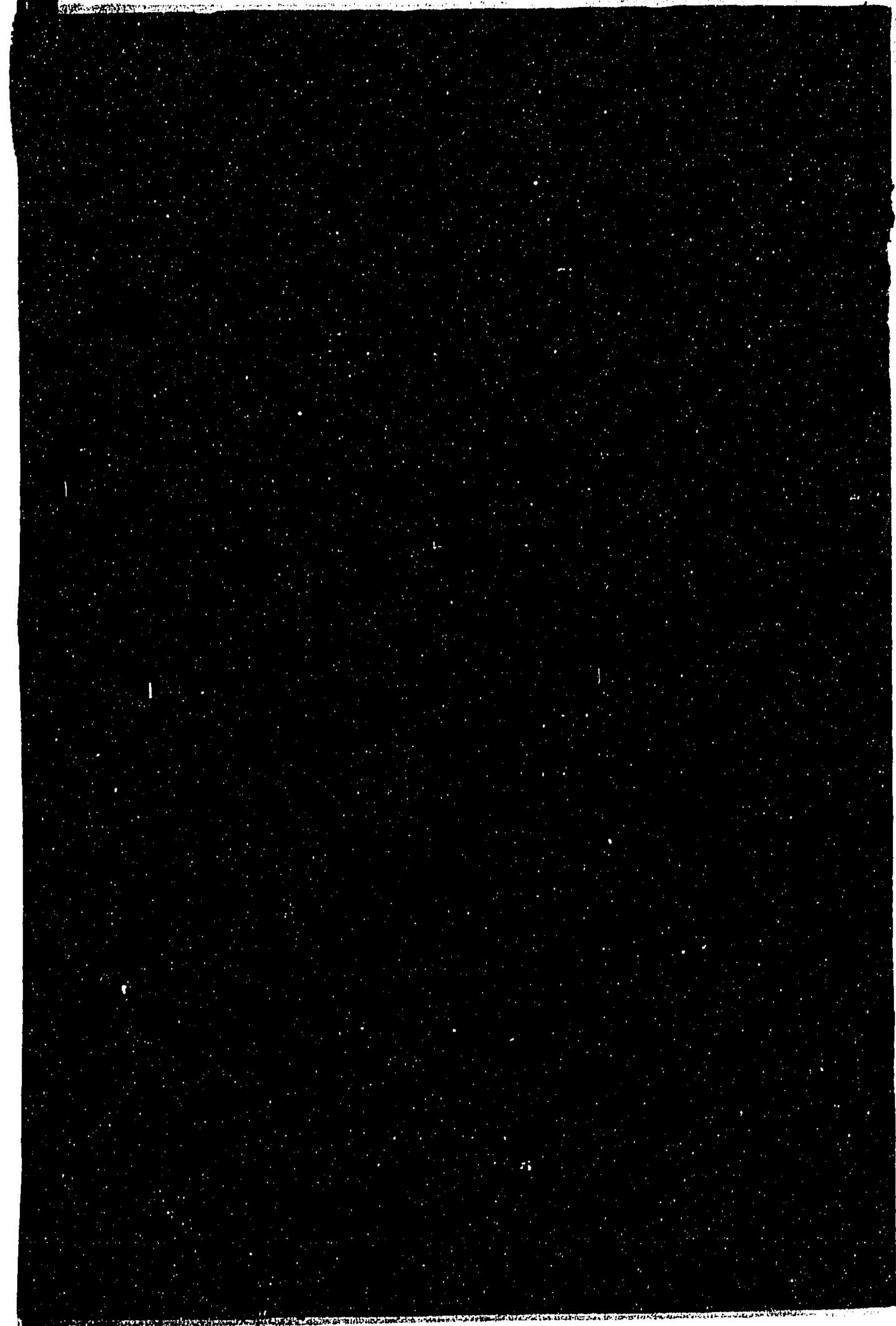




64  
107

64  
107







026052-000-2

64-107

温泉郡誌

愛媛教育協会温泉部会／著

M42

ADC-3700

